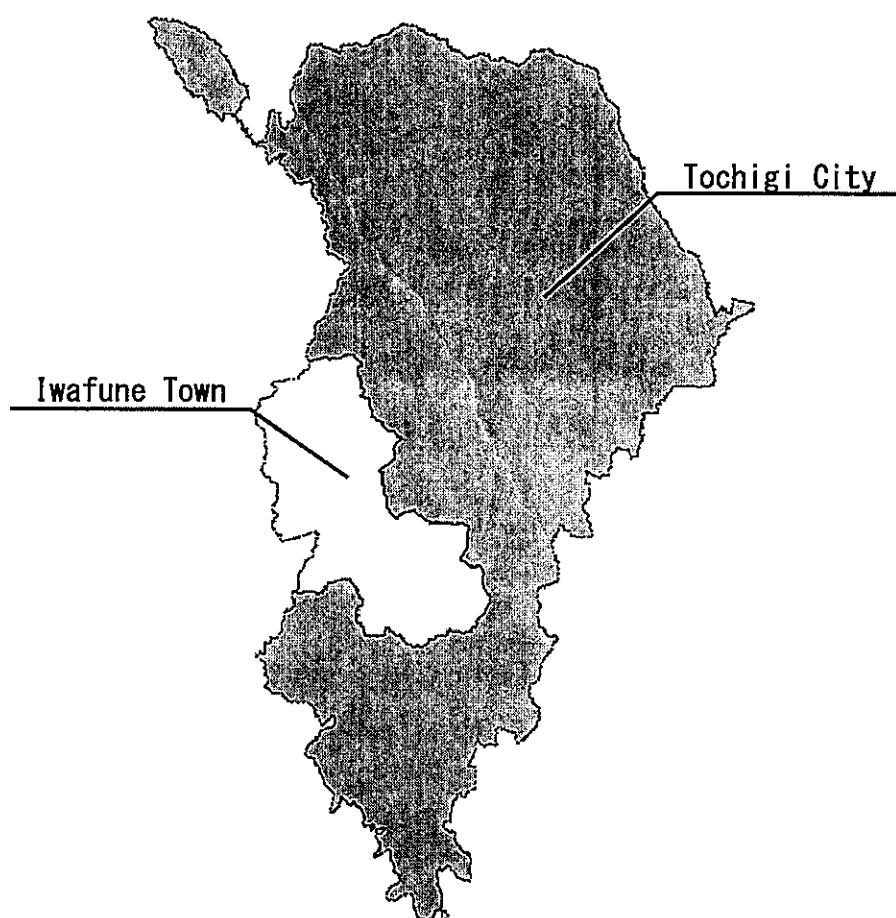


第9回

栃木市・岩舟町

合併協議会

会議資料 ②



日時：平成24年11月12日（月）午後2時00分

会場：栃木市国府公民館

目 次

報告事項

合併協定項目以外の主な調整方針について（総務・理財・消防部会）

C ランク・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1

合併協定項目以外の主な調整方針について

【報 告】

Cランク

(総務・理財・消防部会)

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

１．現行のとおり

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	栃木市 岩舟町	
1	住居表示の実施に関する こと	栃木地域 77 町のうち、38 町において住居表示を実施 大平、藤岡、都賀及び西方地域については未実施	現行のとおりとす る。
	6 6		
2	栃木県市町村情報化 推進協議会に関する こと	栃木県市町村情報化推進協議会に参加している。	現行のとおり新市に おいて継続する。
	1 3		
3	交通安全協会に関す ること	交通事故防止を推進し、交通安全の確保を図るとと もに、関係団体の育成及び各支部への指導・助言を 行う。 【関係団体】 栃木地区交通安全協会各支部（栃木、大宮、国府、 皆川、吹上、寺尾、大平、藤岡、都賀、西方） 支部によっては下部組織として、女性部、高齢者 部会が設置されている 併せて、栃木市交通安全協会連絡会と女性部連絡 協議会を構成している	現行のとおりとす る。
	9 6		
4	交通安全運動に関す ること	四季の交通安全運動を中心に広報・啓発活動を実施 している。 本庁、総合支所ごとに実施 （関係機関等） 栃木警察署、栃木地区交通安全協会各支部	現行のとおりとす る。
	9 7		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
5	交通安全功労者に関する こと	優良運転者、交通安全功労者等の表彰の推薦 ・ 栃木地区表彰への推薦 ・ 県表彰への推薦等	優良運転者、交通安全功労者等の表彰の推薦 ・ 栃木地区表彰への推薦 ・ 県表彰への推薦等	現行のとおりとする。
	9 9			
6	交通安全要望に関する こと	交通安全設備の設置・交通規制要望等の受付及び栃木警察署等関係機関への引継ぎを行う	交通安全設備の設置・交通規制要望等の受付及び栃木警察署等関係機関への引継ぎを行う	現行のとおりとする。
	1 0 0			
7	交通安全こどもも自転車大会に関する こと	交通安全こどもも自転車栃木地区（1市2町（栃木、壬生、岩舟））大会を開催 ・ 出場校は、本庁、総合支所地域ごとに代表校1校、計5校を選出する。	交通安全こどもも自転車栃木地区（1市2町（栃木、壬生、岩舟））大会を開催 ・ 出場校は、町内4小学校で持ち回りで参加する。	現行のとおりとする。
	1 0 1			
8	不当要求行為等対策 に関する こと	不当要求行為等対策委員会に関する庶務（講習会の実施、情報交換、連絡調整等）	不当要求行為等対策委員会に関する庶務（講習会の実施、情報交換、連絡調整等）	現行のとおりとする。
	1 1 7			
9	消防の公有財産取得・借用に関する こと	消防器具置場の取得、賃貸借及び電柱等設置使用料に関する手続きを行う。	消防器具置場の賃貸借に関する手続きを行う。	現行のとおり新市において継続する。
	1 3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容
		栃木市					
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
10	消防団員の教養訓練及び研修に関するこ と	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格な能力を身に付ける。 新入団員研修 新幹部号令研修 幹部視察研修	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格な能力を身に付ける。 新入団員礼式訓練 ポンプ車取扱訓練 幹部水防演習視察研修 幹部 1 市 1 町合同水防演習視察 ポンプ操法講習会	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格な能力を身に付ける。 班長以上幹部研修 消防団幹部研修 操法講習会	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格な能力を身に付ける。 新入団員研修・訓練 機関員講習会 操法講習会	消防団員に各種点検、訓練及び研修を行い、災害時に適格な能力を身に付ける。 新入団員訓練 幹部 1 市 1 町合同水防演習視察 ポンプ操法講習会 基礎教育研修 幹部教育研修 指導員研修 指導者研修	現行のとおり新市において継続する。
	2 4						
11	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容
	消防団員の火災共済・防火防災訓練災害補償・福祉共済に関するこ と	栃木市 消防団員福祉共済制度規約に基づき、福祉共済に加入する。					
12	2 6						現行のとおり新市において継続する。
	日本消防協会に関するこ と	消防団員等の福祉共済、各種事業等への参加及び連絡調整を行う。					
13	2 9						現行のとおり新市において継続する。
	県消防協会に関するこ と	県消防協会との連絡調整及び各種事業の参加等					
	3 0						現行のとおり新市において継続する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
14	県消防協会支部に関 すること	○県消防協会下都賀支部 ・連絡調整及び各種事業の参加等 支部長：小山市消防団長 事務局：小山市消防本部 総務課内 (支部長となった団長が所属する市町の事務局)	○県消防協会下都賀支部 ・連絡調整及び各種事業の参加等 支部長：小山市消防団長 事務局：小山市消防本部 総務課内 (支部長となった団長が所属する市町の事務局)	現行のとおりの新市 において継続する。
	3 1	・支部役員及び事務担当者会議 4 回開催 ・栃木県消防操法大会出場 ・表彰関係 ※ 3 市 3 町の負担金により運営	・支部役員及び事務担当者会議 4 回開催 ・栃木県消防操法大会出場 ・表彰関係 ※ 3 市 3 町の負担金により運営	
15	消防団員の賞じゅつ 金に関する事	現場で災害に遭い、殉職又は障がいを負った消防団員に対し、 賞じゅつ金を授与する。	現場で災害に遭い、殉職又は障がいを負った消防団員に対し、 賞じゅつ金を授与する。	現行のとおりの新市 において継続する。
	5 7			
16	火災の予防及び広報 に関する事	火災が発生しやすい時期に、火災予防思想の一層の普及を図 り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防 ぐ。	火災が発生しやすい時期に、火災予防思想の一層の普及を図 り、もって火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防 ぐ。	現行のとおりの新市 において継続する。
	7 6			
17	職員の退職に関する こと	【定年】 ・年 齢 6 0 年 ・退職日 定年に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日 【退職勧奨】 ・目 的 職員の若返りによる人事の刷新及び業務効率の維 持・向上を図る。 ・対 象 課長級以上の職員 2 0 年以上在職し、5 0 歳～5 9 歳の職員 2 5 年以上在職し、5 9 歳までの職員 心身の事情等により職務遂行に支障のある職員 ・申 出 5 月 3 1 日までに退職申出書により行い、申出期限 後、退職勧奨の記録を作成する。 ・退職日 申出のあった年度の末日とする。	【定年】 ・年 齢 6 0 年 ・退職日 定年に達した日以後における最初の 3 月 3 1 日 【退職勧奨】 ・目 的 職員の若返りによる人事の刷新及び業務効率の維 持・向上を図る。 ・対 象 2 5 年以上在職し、5 9 歳までの職員 ・申 出 5 月 2 0 日までに退職申出書により行い、申出期限 後、退職勧奨の記録を作成する。 ・退職日 申出のあった年度の末日とする。	定年については、 制度が同一のため、 現行のとおりとす る。 退職勧奨について は、県内他市とのバ ランスに配慮し、栃 木市の例により合併 時に統合する。
	7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
18	社会保険協会に関すること	協会健保及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主として栃木県社会保険協会に加入し、負担金を支払う。	協会健保及び厚生年金保険の被保険者を使用する事業主として栃木県社会保険協会に加入し、負担金を支払う。	両市町とも加入しているため、引き続き栃木市として加入する。
	5 4			
19	栃木県市町村振興協会研修に関すること	協会との連絡調整 協会主催の研修等への職員派遣	協会との連絡調整 協会主催の研修等への職員派遣	両市町とも加入しているため、引き続き栃木市として加入する。
	2 6			
20	県市町村職員共済組合に関すること	組合員及びその家族の相互救済の事業事務 小中学校に勤務する学校図書事務（１名）は、公立学校共済加入	組合員及びその家族の相互救済の事業事務	引き続き栃木市として加入する。 公立学校共済組合加入者については、学校共済加入を存続させる。
	4 6			
21	地方公務員災害補償基金に関すること	職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた際、基金に認定請求を行い、基金による補償・福祉事業が行われる。市は負担金を支出する。	職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた際、基金に認定請求を行い、基金による補償・福祉事業が行われる。町は負担金を支出する。	制度の内容が同一であるため、現行のとおりとする。
	5 2			
22	国有資産等所在市町村交付金に関すること	【概要】国等が市内に所有する固定資産のうち、法に掲げられたものについて、当該市町村に対し交付金を交付する。 【事業内容】 ①交付金額の算定 交付金算定標準額×1.4/100 ②台帳価格等の通知 前年の11月30日まで ③交付金の請求 毎年4月30日まで ④交付金の交付 毎年6月30日まで	【概要】国等が町内に所有する固定資産のうち、法に掲げられたものについて、当該市町村に対し交付金を交付する。 【事業内容】 ①交付金額の算定 交付金算定標準額×1.4/100 ②台帳価格等の通知 前年の11月30日まで ③交付金の請求 毎年4月30日まで ④交付金の交付 毎年6月30日まで	現行のとおりとする。
	1 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
23	県民税徴収報告・委託金事務に関すること	【概要】 個人県民税調定額及び徴収状況を県に報告し、個人県民税に係る県税徴収委託金を受け入れる。 【内容】 (1)個人県民税調定額及び徴収状況の県への報告 (2)個人県民税徴収取扱費の報告及び委託金の調定事務	【概要】 個人県民税調定額及び徴収状況を県に報告し、個人県民税に係る県税徴収委託金を受け入れる。 【内容】 (1)個人県民税調定額及び徴収状況の県への報告 (2)個人県民税徴収取扱費の報告及び委託金の調定事務	現行のとおりとする。
	1 6			
24	市町民税課税業務のA化推進事業事務に関すること	【概要】 申告受付支援システム、税務情報システム等の活用により、市民サービスの向上と賦課事務の効率化を図る。 【電算システムを用いた事務】 ①TASK. NET 申告受付支援システム ②TASK. NET 税務情報システム（市民税関係） ③TASK. NET 法人市町村民税システム ④地方税ポータルシステム	【概要】 申告受付支援システム、税務情報システム等の活用により、町民サービスの向上と賦課事務の効率化を図る。 【電算システムを用いた事務】 ①TASK. NET 申告受付支援システム ②TASK. NET 税務情報システム（町民税関係） ③TASK. NET 法人市町村民税システム ④地方税ポータルシステム	現行のとおりとする。
	1 8			
25	固定資産税賦課事務に関すること（償却資産申告書発送）	【目的】 固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として取得後の経過年数の価格の減少（減価）を考慮して評価する。 【事務手順】 ①12月中旬に申告書発送 ②償却資産の申告 毎年1月31日までに提出を求める。 ③償却資産の評価	【目的】 固定資産評価基準に基づき、取得価格を基礎として取得後の経過年数の価格の減少（減価）を考慮して評価する。 【事務手順】 ①12月中旬に申告書発送 ②償却資産の申告 毎年1月31日までに提出を求める。 ③償却資産の評価	現行のとおりとする。
	2 5			
26	固定資産税賦課事務に関すること（土地・家屋・償却電算処理データ作成・確認業務）	【目的】 適正課税のため、データの入力・確認作業 【内容】 土地・家屋・償却資産の賦課に関するデータの入力・確認作業を行い、課税データをTKCあて送付する。	【目的】 適正課税のため、データの入力・確認作業 【内容】 土地・家屋・償却資産の賦課に関するデータの入力・確認作業を行い、課税データをTKCあて送付する。	現行のとおりとする。
	2 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
27	固定資産税賦課事務 に関すること（納税 義務代表者設定業 務）	【目的】 死亡者のうち相続の完了しない者について、相続人代表者を 決定する。 【内容】 所有者死亡時における相続人代表者の指定事務	【目的】 死亡者のうち相続の完了しない者について、相続人代表者を 決定する。 【内容】 所有者死亡時における相続人代表者の指定事務	現行のとおりとす る。
	2 7			
28	固定資産税賦課事務 に関すること（課税 資料整備・保存管 理・評価調書）	【目的】 課税資料の適切な管理・保管 【内容】（共通）固定資産名寄帳他 （土地）土地台帳他 （家屋）家屋台帳他 （償却）償却資産課税台帳他 【評価調書】 固定資産名寄帳他	【目的】 課税資料の適切な管理・保管 【内容】（共通）固定資産名寄帳他 （土地）土地台帳他 （家屋）家屋台帳他 （償却）償却資産課税台帳他 【評価調書】 固定資産名寄帳他	現行のとおりとす る。
	2 8			
29	固定資産土地評価事 務に関すること（土 地評価替え業務）	【概要】 土地の評価替えに向け、標準宅地の鑑定を委託し、鑑定価格 を基に路線価等の見直しを行う。また、評価における事務の 取扱いの見直しを行う。 【内容】 不動産鑑定 価格調査基準日 第2年度の1月1日 時点修正 調査日 7月1日現在	【概要】 土地の評価替えに向け、標準宅地の鑑定を委託し、鑑定価格 を基に路線価等の見直しを行う。また、評価における事務の 取扱いの見直しを行う。 【内容】 不動産鑑定 価格調査基準日 第2年度の1月1日 時点修正 調査日 7月1日現在	現行のとおりとす る。
	3 1			
30	固定資産家屋評価事 務に関すること（新 増築・滅失家屋調査）	【目的】 新築・増築家屋について、評価基準により評価する。 また、滅失家屋について、課税解除の処理を行う。 【事務手順】 ①家屋の判定 住家、店舗、工場他 ②評価方法 再建築費評点数×減点補正× 評点1点当価格＝評価額 ③確認方法 登記済通知書他	【目的】 新築・増築家屋について、評価基準により評価する。 また、滅失家屋について、課税解除の処理を行う。 【事務手順】 ①家屋の判定 住家、店舗、工場他 ②評価方法 再建築費評点数×減点補正× 評点1点当価格＝評価額 ③確認方法 登記済通知書他	現行のとおりとす る。
	3 5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
31	市町税の滞納処分に 関すること	【債権差押】 【不動産差押】 【電話加入権差押】 【差押の解除】 【公売手順】	【債権差押】 【不動産差押】 【電話加入権差押】 【差押の解除】 【公売手順】	現行のとおりとす る。
	4 0	口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 差押通知書を加入権センターへ 全額納付等 公売公告他	口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 差押通知書を加入権センターへ 全額納付等 公売公告他	
32	市町税の滞納処分の 執行停止及び不納欠 損に関すること	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 執行停止（地方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとす る。
	4 1			
33	国民健康保険税賦課 事務に関すること	【事務手順】 ・本算定 7 月 ・変更賦課 8 月以降毎月 ・賦課額計算後、納税通知書等の作成・発布する。	【事務手順】 ・本算定 7 月 ・変更賦課 8 月以降毎月 ・賦課額計算後、納税通知書等の作成・発布する。	現行のとおりとす る。
	4 8			
34	国民健康保険税減免 事務に関すること	【事務手順】 ①減免申請書の受理（在所証明書等） ②減免該非の判断（書類確認及び現況調査） ③減免額の計算 ④決裁、減免通知書送付	【事務手順】 ①減免申請書の受理（在所証明書等） ②減免該非の判断（書類確認及び現況調査） ③減免額の計算 ④決裁、減免通知書送付	現行のとおりとす る。
	5 1			
35	介護保険料減免事務 に関すること	【事務手順】 ①減免申請書の受理（在所証明書等） ②減免該非の判断（書類確認及び現況調査） ③減免額の計算 ④決裁、減免通知書送付	【事務手順】 ①減免申請書の受理（在所証明書等） ②減免該非の判断（書類確認及び現況調査） ③減免額の計算 ④決裁、減免通知書送付	現行のとおりとす る。
	5 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
36	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に係る未申告者の簡易申告受付事務に関すること	【概要】 所得状況が不明な者について、適正な保険料の賦課資料とするため、簡易申告書の提出を求める。 【簡易申告対象者】 ・転入者のうち前住所において未申告の回答があった者	【概要】 所得状況が不明な者について、適正な保険料の賦課資料とするため、簡易申告書の提出を求める。 【簡易申告対象者】 ・転入者のうち前住所において未申告の回答があった者	現行のとおりとする。
	5 5			
37	国民健康保険税の滞納処分に關すること	【債権差押】 口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 【不動産差押】 差押通知書を加入権センターへ 【電話加入権差押】 全額納付等 【差押の解除】 公売公告他 【公売手順】	【債権差押】 口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 【不動産差押】 差押通知書を加入権センターへ 【電話加入権差押】 全額納付等 【差押の解除】 公売公告他 【公売手順】	現行のとおりとする。
	5 6			
38	介護保険料賦課事務に關すること	【事務手順】 ・本算定 7月 ・変更賦課 8月以降毎月 ・賦課額計算後、納入通知書等の作成・発布する。	【事務手順】 ・本算定 7月 ・変更賦課 8月以降毎月 ・賦課額計算後、納入通知書等の作成・発布する。	現行のとおりとする。
	5 9			
39	不動産取得税との連携に關すること	【目的】 県税事務所との連携によるスムーズな課税 【概要】 不動産取得税の課税資料提供及び大規模家屋の評価依頼	【目的】 県税事務所との連携によるスムーズな課税 【概要】 不動産取得税の課税資料提供及び大規模家屋の評価依頼	現行のとおりとする。
	6 4			
40	国民健康保険税の執行停止及び不納欠損に關すること	【滞納処分の停止】 ・執行停止（地方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 ・執行停止（地方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止3年を経過した場合 ・5年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
	6 8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
41	介護保険料の執行停止及び不納欠損に関すること	【滞納処分の停止】 ・執行停止（地方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止2年を経過した場合 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 ・執行停止（地方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止2年を経過した場合 ・2年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
	69			
42	介護保険料の滞納処分にすること	【債権差押】 口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 【不動産差押】 差押通知書を加入権センターへ 【電話加入権差押】 全額納付等 【差押の解除】 公売公告他 【公売手順】	【債権差押】 口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 【不動産差押】 差押通知書を加入権センターへ 【電話加入権差押】 全額納付等 【差押の解除】 公売公告他 【公売手順】	現行のとおりとする。
	70			
43	個人市町県民税賦課事務に関すること（給与特別徴収事務）	【概要】 市県民税賦課事務のうち主に給与特別徴収に係る事務を行う。 【対象】 徴収方法が給与からの特別徴収の者	【概要】 町県民税賦課事務のうち主に給与特別徴収に係る事務を行う。 【対象】 徴収方法が給与からの特別徴収の者	現行のとおりとする。
	76			
44	租税教室に関すること	【概要】 栃木税務署管内租税教育推進協議会の事業に協力し、市内小中学校で租税教室を開催する。	【概要】 栃木税務署管内租税教育推進協議会の事業に協力し、町内小中学校で租税教室を開催する。	現行のとおりとする。
	85			
45	後期高齢者医療保険料減免事務に関すること	【事務手順】 ①減免申請書の受理（市担当課）（在所証明書等） ②減免該非の判断（広域連合）（書類確認及び現況調査） ③減免額の計算（広域連合） ④決裁、減免通知書送付（広域連合）	【事務手順】 ①減免申請書の受理（町担当課）（在所証明書等） ②減免該非の判断（広域連合）（書類確認及び現況調査） ③減免額の計算（広域連合） ④決裁、減免通知書送付（広域連合）	現行のとおりとする。
	90			
46	後期高齢者医療保険料の滞納処分にすること	【債権差押】 口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 【不動産差押】 差押通知書を加入権センターへ 【電話加入権差押】 全額納付等 【差押の解除】 公売公告他 【公売手順】	【債権差押】 口座預金等 差押登記嘱託書を法務局へ 【不動産差押】 差押通知書を加入権センターへ 【電話加入権差押】 全額納付等 【差押の解除】 公売公告他 【公売手順】	現行のとおりとする。
	92			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
47	後期高齢者医療保険料の執行停止及び不納欠損に関すること 9 4	【滞納処分の停止】 ・執行停止（他方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止2年を経過した場合 ・2年間徴収権行使できなかった場合	【滞納処分の停止】 ・執行停止（他方税法第15条の7第1項） 【不納欠損処分】 ・執行停止2年を経過した場合 ・2年間徴収権行使できなかった場合	現行のとおりとする。
48	国民健康保険税の調査に関すること 9 6	【概要】 国、県、他市町村等からの照会、補助金申請及び国民健康保険税賦課の際に、世帯主及び被保険者に係る世帯・所得・資産状況を調査する。	【概要】 国、県、他市町村等からの照会、補助金申請及び国民健康保険税賦課の際に、世帯主及び被保険者に係る世帯・所得・資産状況を調査する。	現行のとおりとする。
49	国民健康保険税の納付方法変更事務に関すること 9 7	【概要】 国民健康保険税の納付方法を世帯主からの申出により、特別徴収（年金からの引落し）から口座振替に変更する。	【概要】 国民健康保険税の納付方法を世帯主からの申出により、特別徴収（年金からの引落し）から口座振替に変更する。	現行のとおりとする。
50	介護保険料の調査に関すること 9 9	【概要】 国、県、他市町村等からの照会や介護保険料賦課の際に、被保険者等に係る所得状況等を調査する。	【概要】 国、県、他市町村等からの照会や介護保険料賦課の際に、被保険者等に係る所得状況等を調査する。	現行のとおりとする。
51	後期高齢者医療保険料の調査に関すること 1 0 0	【概要】 国、県、他市町村等からの照会や後期高齢者医療保険料賦課の際に、被保険者等に係る所得状況等を調査する。	【概要】 国、県、他市町村等からの照会や後期高齢者医療保険料賦課の際に、被保険者等に係る所得状況等を調査する。	現行のとおりとする。
52	後期高齢者医療保険料の納付方法変更事務に関すること 1 0 1	【概要】 後期高齢者医療保険料の納付方法を申出により、特別徴収（年金からの引落し）から口座振替に変更する。	【概要】 後期高齢者医療保険料の納付方法を申出により、特別徴収（年金からの引落し）から口座振替に変更する。	現行のとおりとする。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
53	原動機付自転車標識 交付等に関する事 （登録、廃車等を含 む）	【新規】申告書を確認後、標識及び証明書を交付し、システム入力をする。 【名義変更】システム入力をする。 【廃車】申告書を確認後、標識及び証明書を返却していただき、システム入力をする。	【新規】申告書を確認後、標識及び証明書を交付し、システム入力をする。 【名義変更】システム入力をする。 【廃車】申告書を確認後、標識及び証明書を返却していただき、システム入力をする。	現行のとおりとする。
	1 1 1			
54	法人市町民税賦課事 務に関する事	【事務手順】 ①申告書の送付 ②申告書の受付・入力及び異動の入力 ③更正 ④調定 ⑤納付に基づき消込処理	【事務手順】 ①申告書の送付 ②申告書の受付・入力及び異動の入力 ③更正 ④調定 ⑤納付に基づき消込処理	現行のとおりとする。
	1 2 0			
55	法人市町民税収入管 理に関する事（過 誤納付還付・充当）	【事務手順】 ①システムにて還付・充当処理を行い、過誤納一覧表等を作成する。 ②還付通知を発送し、歳入還付処理をする。 ③充当は未納分の納付書を作成し、法人に代わって納付充当する。 ④会計年度を超えたものは歳出還付の処理を行う。	【事務手順】 ①システムにて還付・充当処理を行い、過誤納一覧表等を作成する。 ②還付通知を発送し、歳入還付処理をする。 ③充当は未納分の納付書を作成し、法人に代わって納付充当する。 ④会計年度を超えたものは歳出還付の処理を行う。	現行のとおりとする。
	1 2 2			
56	租税特別措置法に基 づく登録免許税に係 る家屋証明に関する こと	【申請受付条件】 床面積 50 ㎡以上 ①新築又は取得後 1 年以内 ②中古住宅については ①木造 取得日以前 20 年以内 ②それ以外の耐火建物 取得日以前 25 年以内に建築 ③新耐震基準を満たすことを証明しているものを取得	【申請受付条件】 床面積 50 ㎡以上 ①新築又は取得後 1 年以内 ②中古住宅については ①木造 取得日以前 20 年以内 ②それ以外の耐火建物 取得日以前 25 年以内に建築 ③新耐震基準を満たすことを証明しているものを取得	現行のとおりとする。
	1 3 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名	現 況						調整内容
		栃木市					岩舟町	
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域		
57	庁内案内に関すること	・案内カウンターに職員1名（外部委託）を配置し、各課等の配置や事務の内容等についての案内業務を行う。	・案内カウンターに生活環境課職員1名を配置し、来庁者へ各課等の配置や事務の内容等についての案内業務を行う。	・案内専任職員の配置はなし。			・案内専任職員の配置はなし。 ・庁舎内案内板、課名表示板を配置する。	現行のとお り新市におい て継続する。
	25	・庁舎内案内板、課名表示板を配置する。						
58	バスの運行管理に関すること	・大型1台、中型1台を施設管理課職員が運行している。	・中型1台を地域まちづくり課職員が運行している。	・中型1台を地域まちづくり課職員が運行している。	・大型1台、中型1台を地域まちづくり課職員が運行している。	・マイクロ型1台を地域まちづくり課職員が運行している。	該当なし	管理につい ては、現行の とおり継続し、運 行については、 栃木市の例に より合併時に 統合する。
	28	・毎年10月に各課から次年度の利用申込書を受け付け、日程調整する。 ・毎年2月に次年度の利用計画を入力し、各課で日程調整する。						
59	庁舎の業務委託・賃貸借に関すること	・各種維持管理業務委託契約 庁舎宿直警備業務他9件 ・物品等賃貸借項目 ①ベンチ式空気清浄機 ②電話交換機 ③福祉庁舎敷地	・各種維持管理業務委託契約 庁舎機械警備業務他12件 ・物品等賃貸借項目 ①庁舎敷地	・各種維持管理業務委託契約 庁舎機械警備業務他5件 ・物品等賃貸借項目 ①電話交換機 ②駐車場用地	・各種維持管理業務委託契約 庁舎機械警備業務他7件 ・物品等賃貸借項目 ①駐車場用地	・各種維持管理業務委託契約 庁舎機械警備業務他6件 ・物品等賃貸借項目 ①庁舎清掃用具	・各種維持管理業務委託契約 庁舎機械警備業務他4件 ・物品等賃貸借項目 ①庁舎清掃用具 ②喫煙用空気清浄機	現行のとお り新市におい て継続する。
	33							
60	庁舎の駐車場に関すること	・自由開放及び業務委託、使用料無料 ・駐車台数 庁舎玄関前：13台 庁舎西：64台 第2別館：3台	・自由開放、使用料無料 ・駐車台数 庁舎：30台 仮駐車場：170台（職員駐車場と併用）	・自由開放、使用料無料 ・駐車台数 庁舎東：3台 庁舎西：39台	・自由開放、使用料無料 ・駐車台数 庁舎玄関前：19台 家中駅東：39台 家中駅西：35台	・自由開放、使用料無料 ・駐車台数 庁舎南：100台 庁舎北：5台	・自由開放、使用料無料 ・駐車台数 庁舎北：14台 庁舎南：136台	現行のとお り新市におい て継続する。
	36	合計80台	合計200台	合計42台	合計93台	合計105台	合計150台	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況					調整内容
		栃木市					
		栃木地域	大平地域	藤岡地域	都賀地域	西方地域	
61	職員駐車場に 関すること	・本庁舎の職員駐車 場はH20年度廃止 したため、現在なし	・庁舎近辺に駐車場 用地（市有地）有り 料金は無料	・庁舎南側に駐車場 用地（借地）有り 料金は無料 ・管理は、砂利敷き のため定期的に補修 を要する	・家中駅の西側、東 側に駐車場用地（西 側：市有地、東側： 借地）有り 料金は無料	・庁舎南側にある駐 車場を市民駐車場と 併用している駐車場 有り ・庁舎北側に職員が 利用している駐車場 有り 料金は無料	現行のとおり 新市において継 続する。 合併後、職員間 の公平・公正が 図れるよう調整 する。
	4 3						
62	栃木市藤岡遊水 池会館の管理に 関すること	該当なし	該当なし	地域の集会施設と して会議室等の貸 し出しを行う。開 館平日9時から22 時まで、会館職員 1名勤務	該当なし	該当なし	藤岡地域限定 の施設であるた め、現行の通りと する。
	8 1						
63	栃木市営金崎有 料駐車場の管理 に關すること	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	地域住民のための 月極駐車場の運営 を行う。駐車台数 40 台 利用許可申請書に より受付し、許可 書を交付する。	西方地域限定 の施設であるた め、現行の通りと する。
	8 4						
64	栃木市皆川地区 振興基金に關す ること	皆川地区の振興及 び皆川地区内の市 有林の保全等に必 要な財源に充てる ため基金を設置す る。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	栃木地域の皆 川地区限定の基 金であるため、現 行の通りとする。
	8 6						

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
65	電話交換及び電話施設に関すること	・代表番号、各課直通電話を使用すると共に、本庁舎、総合支所間については、光システムを利用した内線化が図られている。 ・各課直通の電話回線 ・電話交換機の保守管理業務を委託している。 ・栃木地域は、代表番号について電話交換業務を外部委託している。	・各課直通の電話回線 ・電話交換機の保守管理業務を委託している。	代表番号・各課直通電話は現行のとおりに合併時に引き継ぎ、合併時までに本庁・総合支所間の内線化を図る。
	37			
66	選挙人名簿に関する こと（農業委員会 員）	【概要】 ・農業委員会選挙人名簿の調製 毎年1月1日現在で調製 ・3月31日で、選挙人名簿の確定 ・選挙人名簿の縦覧期間 毎年2月23日～3月9日 ・平成24年3月31日現在の登録者数 第1選挙区（合併前の栃木市の区域） 4,415人 第2選挙区（合併前の大平町の区域） 2,558人 第3選挙区（合併前の藤岡町の区域） 2,922人 第4選挙区（合併前の都賀町の区域） 2,023人 第5選挙区（合併前の西方町の区域） 1,063人 計 12,981人	【概要】 ・農業委員会選挙人名簿の調製 毎年1月1日現在で調製 ・3月31日で、選挙人名簿の確定 ・選挙人名簿の縦覧期間 毎年2月23日～3月9日 ・平成24年3月31日現在の登録者数 3,104人	現行のとおりとす る。
	6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
67	選挙人名簿に関する こと	【概要】 ・定時登録 3月、6月、9月、12月 ・選挙時登録 選挙時 ・選挙人の名簿の縦覧期間 定時登録の場合、 登録月の3日～7日まで。 選挙時登録の場合 選挙管理委員会が定めた期間 【登録者数】 平成24年6月2日現在 120,797人 男 59,101人 女 61,696人	【概要】 ・定時登録 3月、6月、9月、12月 ・選挙時登録 選挙時 ・選挙人の名簿の縦覧期間 定時登録の場合、 登録月の3日～7日まで。 選挙時登録の場合 選挙管理委員会が定めた期間 【登録者数】 平成24年6月2日現在 15,249人 男 7,648人 女 7,601人	現行のとおりとする。
	7			
68	在外選挙人名簿に関 すること	【概要】 ・在外選挙人名簿の登録及び抹消 ・在外選挙人証の交付 【登録者数】 平成24年6月2日現在 男 26人 女 29人 計55人	【概要】 ・在外選挙人名簿の登録及び抹消 ・在外選挙人証の交付 【登録者数】 平成24年6月2日現在 男 1人 女 2人 計3人	現行のとおりとする。
	8			
69	選挙人名簿縦覧に関 すること	【概要】 ・選挙人名簿定時登録時及び選挙時登録時の選挙人名簿縦覧 ・以下の場合の選挙人名簿の閲覧 ・選挙人名簿登録の確認のため ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うため ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で政治・選挙に関するものを実施するため	【概要】 ・選挙人名簿定時登録時及び選挙時登録時の選挙人名簿縦覧 ・以下の場合の選挙人名簿の閲覧 ・選挙人名簿登録の確認のため ・公職の候補者等、政党その他の政治団体が政治活動・選挙運動を行うため ・統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究で政治・選挙に関するものを実施するため	現行のとおりとする。
	9			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
70	不在者投票事務に 関すること	選挙時 【事務執行の場所】 選挙事務局及び各総合支所 【事務執行体制】 応援職員と臨時職員で対応 不在者投票期間毎日	選挙時 【事務執行の場所】 不在者投票は、役場本庁舎で行っている。 【事務執行体制】 選挙書記及び応援職員で対応 不在者投票期間毎日	現行のとおりとす る。
	1 3			
71	郵便等投票証明書 交付に関すること	【概要】 身体障害等によって歩行が困難な人のための、郵便による 在宅投票制度 この手続きにおいて、郵便による不在者投票ができる者に該 当することを証明するため、申請に基づいて郵便投票証明書を 交付する。 栃木市の証明書交付済者数は４２人 ７年間有効（ただし、介護保険の要介護５は、その有効期間）	【概要】 身体障害等によって歩行が困難な人のための、郵便による 在宅投票制度 この手続きにおいて、郵便による不在者投票ができる者に該 当することを証明するため、申請に基づいて郵便投票証明書を 交付する。 岩舟町の証明書交付済者数 ２人 ７年間有効（ただし、介護保険の要介護５は、その有効期間）	現行のとおりとす る。
	1 4			
72	ポスター掲示場設 置に関すること	【概要】 栃木市議会議員及び栃木市長の選挙におけるポスター掲示 場については、公職選挙法第 144 条 2 の第 8 項の規定に基づい て設置している。 掲示場の総数は、1 投票区につき 5 箇所以上 10 箇所以内に おいて政令で定めるところにより算出することとなっており、 平成 24 年 6 月 1 日現在 524 カ所である。	【概要】 岩舟町議会議員選挙及び岩舟町長の選挙におけるポスター 掲示場については、公職選挙法第 144 条 2 の第 8 項の規定に基 づいて設置している。 掲示場の総数は、1 投票区につき 5 箇所以上 10 箇所以内に おいて政令で定めるところにより算出することとなっており、 平成 24 年 6 月 1 日現在 88 カ所である。	現行のとおりとす る。
	1 5			
73	土地改良区総代選 挙に関すること	【概要】 総会に代わるべき総代会を設けるため、総代を選出する。 *土地改良区及び定数 国府土地改良区 40人 栃木市西部土地改良区 36人 栃木市東部土地改良区 36人 大栗間土地改良区 44人 大平西部土地改良区 30人 藤岡土地改良区 60人 都賀町土地改良区 45人 小倉堰土地改良区 32人	【概要】 総会に代わるべき総代会を設けるため、総代を選出する。 *土地改良区及び定数 大岩藤土地改良区 60人 岩舟土地改良区 35人	現行のとおりとす る。
	1 6			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
74	住民投票執行に関する こと	① 直接請求等に伴う住民投票の執行 ② 条例に基づく住民投票の執行	① 直接請求等に伴う住民投票の執行 ② 条例に基づく住民投票の執行	現行のとおりとす る。
	17			
75	常時啓発に関するこ と	【概要】 きれいな選挙の呼びかけ、政治倫理化運動の推進、投票総 参加の呼びかけ、明るい選挙推進体制の強化を長期目標に次 のような事業を行っている。 ・新成人対象に選挙啓発冊子等の配布 ・小学6年生及び中学3年生を対象に選挙啓発パンフレッ ト等の配布 ・明るい選挙ポスターの募集	【概要】 きれいな選挙の呼びかけ、政治倫理化運動の推進、投票総 参加の呼びかけ、明るい選挙推進体制の強化を長期目標に次 のような事業を行っている。 ・新成人対象に選挙啓発冊子等の配布 ・小学6年生及び中学3年生を対象に選挙啓発パンフレッ ト等の配布 ・明るい選挙ポスターの募集	現行のとおりとす る。
	19			
76	検察審査員候補者予 定者名簿に関するこ と	【概要】 検察審査会事務局より割り当てられた員数をくじで選定し 選定された検察審査員候補者予定者名簿を10月15日まで に管轄検察審査会事務局に送付 平成24年度 検察審査員候補者予定者 138名 合併前の栃木市131名+合併前の西方町7名=138名	【概要】 検察審査会事務局より割り当てられた員数をくじで選定し 選定された検察審査員候補者予定者名簿を10月15日まで に管轄検察審査会事務局に送付 平成24年度 検察審査員候補者予定者 18名	現行のとおりとす る。
	20			
77	財産区議会議員選挙 に関すること	【概要】 任期満了による財産区議員の選挙執行 寺尾財産区 定数11人	【概要】 任期満了による財産区議員の選挙執行 岩舟町大字小野寺財産区 定数15人	現行のとおりとす る。
	21			
78	裁判員候補者予定者 名簿に関すること	【概要】 宇都宮地方裁判所長より割り当てられた人数をくじで選定 し、選定された裁判員候補者予定者名簿を10月15日まで に宇都宮地方裁判所に送付 平成24年度 裁判員候補者予定者 416名 合併前の栃木市396名+合併前の西方町20名=416名	【概要】 宇都宮地方裁判所長より割り当てられた人数をくじで選定 し、選定された裁判員候補者予定者名簿を10月15日まで に宇都宮地方裁判所に送付 平成24年度 裁判員候補者予定者 53名	現行のとおりとす る。
	23			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

2. 栃木市の例により、合併時に統合

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
1	情報公開制度に関すること	【対象情報】 実施機関が作成し、又は取得した文書及び図画（電磁的記録、マイクログフィルム等から採録したものを含む。）であって、決裁、供覧その他これらに準ずる手続きが終了し、実施機関が管理しているもの。 【公開請求者】 ①市内に住所がある人 ②市内に事業所や事務所を持つ個人、法人その他の団体 ③市内の事業所、事務所に通勤している人 ④市内の学校に在学している人 ⑤市税の納税義務者 ⑥市の事務事業に利害関係があると認められる個人、法人その他の団体 【公開請求に対する決定】 公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に公開の可否を決定し、その結果を書面で通知する。 【公開しないことができる情報】 ①個人情報 ②法人等情報 ③国等協力・信頼関係情報 ④意思形成過程情報 ⑤行政執行情報 ⑥公共の安全、秩序の維持に関する情報 ⑦法令秘情報 【費用負担】 ①閲覧無料 ②写しの交付は、A 3 判まで 1 面 20 円	【対象文書】 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、フィルム、磁気テープその他これに類するものであって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関において管理しているものをいう 【公開請求者】 ①町内に住所を有する者 ②町内に事業所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に通勤する者 ④町内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの 【公開請求に対する決定】 公開請求を受理した日から起算して 15 日以内に公開の可否を決定し、その結果を書面で通知する。 【公開しないことができる情報】 ①法令秘情報 ②個人情報 ③法人等情報 ④公共の安全、秩序の維持に関する情報 ⑤国等協力・信頼関係情報 ⑥意思形成過程情報 ⑦行政執行情報 【費用負担】 ①閲覧無料 ②写しの交付は 1 面 20 円 図面等の写しの作成を業者に委託した場合の費用については、その委託した額 【平成 23 年度実績】 請求件数 2 件 ●関係団体 岩舟町情報公開審査会 ●手数料収入（平成 23 年度実績） 20 円	栃木市の例により合併時に統合する。	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
2	市政情報センター に関すること	【目的】 ・市民への情報発信 ・情報公開請求及び個人情報開示請求に関する総合窓口 【内容】 ・行政資料の閲覧、写しの提供 ・参考図書及び法令集の整備 ・情報公開請求及び個人情報開示請求に関する案内及び受付 ・情報公開請求及び個人情報開示請求に関する不服申立ての受付	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	3			
3	個人情報開示請求 等の受理に関する こと	【内容】 ・開示請求等に係る案内、相談 ・開示請求等の受付及び受理 ・開示請求等に関する事務の連絡調整、開示等の実施 ・個人情報開示に係る実費の徴収 ・不服申立て書の受理 【自己情報の開示請求等の事務手順】 ①総合窓口（市政情報センター）：開示請求等の相談、受付 ②請求者：自己情報の開示請求 ③所管課：開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示の可否を決定し、その結果を通知する。 ④所管課：期日、場所等を指定して開示の実施 【平成23年度実績】 請求件数 12件 ●関係団体 栃木市情報公開・個人情報保護審査会 ●手数料収入（平成23年度実績） 1,620円	【内容】 ・開示請求等に係る案内、相談 ・開示請求等の受付及び受理 ・開示請求等に関する事務の連絡調整、開示等の実施 ・個人情報開示に係る実費の徴収 ・不服申立て書の受理 【自己情報の開示請求等の事務手順】 ①公開窓口（総務課）：開示請求等の相談、受付 ②請求者：自己情報の開示請求 ③所管課：開示請求を受理した日から起算して15日以内に開示の可否を決定し、その結果を通知する。 ④所管課：期日、場所等を指定して開示の実施 【平成23年度実績】 請求件数 1件 ●関係団体 岩舟町個人情報保護審査会 ●手数料収入（平成23年度実績） 60円	栃木市の例により合併時に統合する。
	4			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
4	公印の作成、登録、告示及び管理に関すること	【公印の種類】 ①庁印 ②職印 【公印の作成、改刻又は廃止】 ①公印保管課所長から公印の作成、改刻、又は廃止の依頼を受け、審査のうえ、公印を作成する。 ②作成した公印を公印台帳に登録し、告示する。	【公印の種類】 ①庁印 ②職印 ③領収印 【公印の作成、改刻又は廃止】 ①公印保管課所長から公印の作成、改刻、又は廃止の依頼を受け、審査のうえ、総務課長が公印を作成する。 ②作成した公印を公印台帳に登録し、告示する。	栃木市の例により合併時に統合する。
		【公印の保管】 ①公印は、常に公印保管課所長の監督のもとに堅ろうな容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日においては錠を施し、所定の場所に保管しなければならない。 ②公印は、公印を保管するものの承認を受けた場合のほか、所定場所以外に持ち出してはならない。 【公印の管理】 公印のうち、栃木県栃木市之印、栃木県栃木市役所印、栃木県栃木市長之印等は総務課において保管し、その他の公印は、各課等で保管する。 公印を押そうとする時は、公印取扱主任に決裁を終えた稟議文書及び公印を押そうとする文書を提示して、その承諾を得なければならない。	【公印の保管】 ①公印は、常に公印保管課所長の監督のもとに堅ろうな容器に納め、勤務時間外、勤務を要しない日及び休日においては錠を施し、所定の場所に保管しなければならない。 ②公印は、公印を保管するものの承認を受けた場合のほか、所定場所以外に持ち出してはならない。 【公印の管理】 公印の管理者は、岩舟町公印規則で印ごとに定められている。 公印を押そうとする時は、其々の公印の管理者に、決裁を終えた稟議文書及び公印を押そうとする文書を提示して、その公印使用の承認を得なければならない。	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
5	事務事業名 事務事業番号 文書管理事務に関する こと	【文書の取扱】 ①到達文書を総務課が受領し、会計課に備え付けの文書配布箱により各担当課へ配布する。 ②文書が配布されたときは、輕易なものを除き、文書処理簿に必要事項を記載した後、当該文書の余白に受付印を押印し、当該文書処理簿により決定された記号及び一連番号を記載し受け付ける。 【文書決裁手順】 事務決裁規程による。 【文書の保存年限】 長期、10年、5年、1年 【文書の保存場所】 1年 各課事務室内 5年～長期 入舟町倉庫2階及び各総合支所 【文書保存方法】 文書分類基準表に基づき分類し、ボックスファイリング方式及び簿冊方式により保存している。 【文書の廃棄】 保存期間が経過した文書は、文書の所管課が廃棄処分を行う。 【文書の受発】 ①総務課においては、担当職員1名が郵便文書、県の使送文書等の受領及び発送を行っている。 ②各総合支所地域まちづくり課においては、郵便文書の受領及び発送を行っている。	文書の収受、発送方法等については、栃木市の例により合併時に統合する。 文書の保管場所については、合併後に再編する。
	10	【文書の取扱】 ①到達文書を総務課が受領し、文書管理票により管理を要するものと要しないものとに分類する。 ②文書管理票により管理を要するものは、各課ごとに区分けし、文書管理票を付し、その管理票に受付印を押印、記号及び一連番号を記載し受け付ける。文書収発簿一覧に件名などの入力作業を行い、各課に配布する。 【文書決裁手順】 事務決裁規程による。 【文書の保存年限】 永年、10年、5年、3年、1年 【文書の保存場所】 1年 各課事務室内 3年～永年 各課倉庫及び旧小野寺中学校体育館 【文書保存方法】 文書分類基準表に基づき分類し、簿冊方式により保存している。 【文書の廃棄】 保存期間が経過した文書は、文書の所管課が廃棄処分を行う。 【文書の受発】 ①総務課において、担当職員が郵便文書、県の使送文書等の受領及び発送を行っている。 ②教育委員会及び水道課の文書については、総務課で該文書を送付し、担当者が収受作業を行っている。	
6	文書の印刷に関する こと	市内の印刷において経済的で効率的な運用を図るため、市内印刷で対応可能な文書類は市内の印刷室で行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	11		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
7	個人情報保護制度に関すること	市民の個人情報の保護について必要な事項を定め、もって市民の基本的人権を擁護する。 ●関係団体 ・栃木市情報公開・個人情報保護審査会 構成：学識２人、大学教授２人、弁護士１人 ・栃木市情報公開・個人情報保護調整委員会 構成：課長１０人	町民の個人情報の保護について必要な事項を定め、もって町民の基本的人権を擁護する。 ●関係団体 ・岩舟町個人情報保護審査会 構成：学識３人、弁護士１人、元行政職１人 ・岩舟町情報公開等調整委員会 構成：副町長（委員長）及び課長６人	栃木市の例により合併時に統合する。
	17			
8	議会との連絡調整に関すること	議会事務局との議会日程などの協議や、提出予定議案の件名及び概要について、二役及び正副議長等に説明している。	議会事務局との議会日程などの協議や、提出予定議案の件名及び概要について、二役及び議会事務局に説明している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	19			
9	顧問弁護士との連絡調整に関すること	法的な行政トラブルに対応するため、顧問弁護士を設置している。 【内容】 顧問弁護士により各課の相談事案について、総務課が窓口となり、日程等の連絡、調整を行う。 平成２３年度相談件数 １７件	法的な行政トラブルに対応するため、顧問弁護士を設置している。 【内容】 顧問弁護士により各課の相談事案について、総務課が窓口となり、日程等の連絡、調整を行う。 平成２３年度相談件数 ８件	栃木市の例により合併時に統合する。
	20			
10	行政手続に関すること	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続に必要な事項を条例等により定めている。	行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続に必要な事項を条例等により定めている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	21			
11	例規集に関すること	【概要】 (1) 例規データ ・例規データの更新 年４回 ・例規 CD-ROM の作成 年４回 ・パンダース式例規集の作成（６セット） ・２３年度予算 ３,１３４千円 （電算処理委託料、例規検索システム等使用料） ・委託業者 ㈱ぎょうせい (2) インターネットによる例規の公開	【概要】 (1) 例規データ ・例規データの更新 年４回 ・例規 CD-ROM の作成 年４回 ・２３年度予算 １,９６４千円 ・委託業者 ㈱ぎょうせい (2) インターネットによる例規の公開	栃木市の例により合併時に統合する。
	22			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
12	条例、規則等の審査、制定及び改廃に関する こと	【審査手順】 ① 主管課は、例規原案を作成し、事務局（総務課）へ提出する。 ② 審査委員会で原案を審査する。 ③ 審査後、意見を添えて主管課へ送付する。 ④ 主管課は、審査委員会の意見を受け、必要な訂正等を行う。 ◆ 栃木市例規審査委員会 【概要】 条例及び規則等の制定改廃、法令の解釈等について審査する。 【組織】 委員長 総務課長 委員 10人以内（市職員のうちから市長が任命する。） 事務局 3人（総務課）	【審査手順】 ① 主管課は、例規原案を作成し、事務局（総務課）へ提出する。 ② 審査会で原案を審査する。 ③ 審査後、意見を添えて主管課へ送付する。 ④ 主管課は、審査会の意見を受け、必要な訂正等を行う。 ◆ 岩舟町例規審査会 【概要】 条例及び規則等の制定改廃、法令の解釈等について審査する。 【組織】 委員長 総務課長 委員 若干名を課長等から町長が任命する。 事務局 2人（総務課）	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 3			
13	公告式に関する こと	【概要】 (1) 掲示場 1箇所 市役所前の掲示場 ※総合支所の掲示場には、必要に応じ写しを掲示 (2) 条例の公布 市長署名（決裁のみ）並びに市長名記入及び押印 （掲示分） (3) その他 市長名記入及び押印	【概要】 (1) 掲示場 第1 掲示場 岩舟町大字静 5132 番地 2（本庁） 第2 掲示場 岩舟町大字静和 2228 番地 2（静和連絡所） 第3 掲示場 岩舟町大字三谷 389 番地 2（小野寺連絡所） (2) 条例の公布 町長署名 (3) その他 町長名記入及び押印	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 4			
14	市町議会の招集及び 議案に関する こと	提出議案のとりまとめ、議員全員協議会の資料調製及び配布、議会招集告示及び閉会告示などを行っている。	提出議案のとりまとめ、議員全員協議会の資料調製及び配布、議会招集告示などを行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
15	行政区域及び町字区域に関すること	栃木市 土地改良事業等の施行に伴い、従来の町や字の区域が実際の土地の形状等と合わなくなるとき、それらを解消するために、地方自治法の規定に基づき、町若しくは字の区域を新たに画し、廃止し、又は町の区域、字の区域若しくは名称の変更を行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 6	行政区域の境界の確認については、立会い申請を本庁及び総合支所で受け付け、本庁で確認等の手続きを行っている。	
16	非核平和事業に関すること	核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、平和行政を推進するため、平和運動団体等への対応を行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 7	独自事業として本庁および各総合支所において広島・長崎被爆パネル展を開催している。 非核平和都市宣言（H24.3.1）	
17	訴訟、和解及び不服申立ての手續きに関すること	【目的】 争訟に関し、情報の共有化を図り、適正な手続き進行を確保する。 【事務】 訴訟等については、顧問弁護士との連絡調整及び進行管理 不服申立てについては、担当課の事務進行の管理	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 9	【現在争っている事件】 訴訟 2件 不服申立て なし	
18	市町政年報に関すること	市政の概要を収録した市政年報を作成している。 地方自治法第233条の規定に基づき、決算の認定に合わせ、当該決算に係る会計年度における主要な施策を説明する資料として、議会に提出している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 8		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
19	特別職の事務引継ぎ に関する事	地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、特別職の事務引継ぎを行っている。	地方自治法及び地方自治法施行令の規定に基づき、特別職の事務引継ぎを行っている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 9			
20	市町長の資産等の公開に関する事	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、国会議員の資産等の公開に関する措置に準じ、条例を定め栃木市長の資産等の情報を公開している。	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律第7条の規定に基づき、国会議員の資産等の公開に関する措置に準じ、条例を定め岩舟町長の資産等の情報を公開している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	7 0			
21	公報の発行に関する事	【目的】 市の行政に関する諸般の事項を公開し、これを一般に周知するために、市公報を発行する。 【市公報に掲載すべき主な事項】 ① 条例 ② 規則 ③ 告示 ④ 訓令 ⑤ その他市長が必要と認める事項 【市公報の発行日】 毎月 15 日 【市公報の配布先】 市の公報は発行の都度、市役所内のインターネットに掲載し、必要な方に配布している。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	7 3			
22	市の後援等に関する事	他の地方公共団体やその他の団体が主催する事業の後援や共催については、基準を定め対応している。 後援や共催については、承認基準や申請手続きを要網として定め、申請の受付については本庁及び総合支所で行い、承認の決定等の手続きについては、本庁所管課で行っている。	他の地方公共団体やその他の団体が主催する事業の後援や共催については、随時判断し対応している。後援名義の使用を承認することに関し必要な事項について、取扱要綱として定め対応している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	7 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事業事業名 事務事業番号	現 況	
		栃木市	岩舟町
23	地縁団体に関するこ と	【事務手続】 ① 認可 (1) 自治会総会における法人認可申請の意思決定を経た上、認可申請書を市長に提出 (2) 認可申請書を審査した上、市長が認可 (3) 認可後直ちに告示するとともに、代表者あて指令書を送付し認可日と同日で台帳整備 ② 印鑑登録 (1) 登録申請書を市長に提出 (2) 登録申請書を審査した上、印鑑を登録 ③ その他 市税務課及び県税事務所あて、法人設立届を提出するよう指導 ※告示事項や規約等に変更が生じた場合には、変更申請が必要 栃木【認可件数】 71団体（平成24年4月1日現在） 旧栃木41団体、旧大平5団体、旧藤岡22団体、旧都賀3団体 認可地縁団体の登録については、本庁で行っている。 登録申請、証明書交付申請等の受付については、本庁及び総合支所で行っている。	【事務手続】 ① 認可 (1) 自治会総会における法人認可申請の意思決定を経た上、認可申請書を町長に提出 (2) 認可申請書を審査した上、町長が認可 (3) 認可後直ちに告示するとともに、代表者あて指令書を送付し認可日と同日で台帳整備 ② 印鑑登録 (1) 登録申請書を町長に提出 (2) 登録申請書を審査した上、印鑑を登録 ③ その他 町税務課及び県税事務所あて、法人設立届を提出するよう指導 ※告示事項や規約等に変更が生じた場合には、変更申請が必要 【認可件数】 12団体（平成24年4月1日現在）
	88		
24	電子自治体の推進に 関すること	電子自治体推進のため、以下のことを行う。 ・L GWAN（総合行政ネットワーク）との接続 ・L GPK I（地方公共団体組織認証基盤）登録分局の設置 ・公的個人認証サービスの提供	電子自治体推進のため、以下のことを行う。 ・L GWAN（総合行政ネットワーク）との接続 ・L GPK I（地方公共団体組織認証基盤）登録分局の設置 ・公的個人認証サービスの提供
	2		
25	セキュリティ対策の 実施に関すること	個人情報の保護と事務事業の安定的運用を図るため、情報セキュリティポリシー等に定める具体的なセキュリティ対策を実施する。	個人情報の保護と事務事業の安定的運用を図るため、情報セキュリティポリシー等に定める具体的なセキュリティ対策を実施する。
	3		
26	庁舎内LANの運用 に関すること	情報化の推進のため、1人1台のパソコンを配備している。出先機関も含め、庁内LANにより、ネットワーク化している。	情報化の推進のため、1人1台のパソコンを配備している。出先機関も含め、庁内LANにより、ネットワーク化している。
	4		
27	庁舎間WANの運用 に関すること	出先機関においても、本庁舎同様に庁内LANに接続できるよう、WANを整備する。 光ケーブルを利用したネットワークを構築し、本庁舎と総合支所（4施設）、出先機関（91施設）を結ぶ。また、ネットワークの管理・運用を行う。	出先機関においても、本庁舎同様に庁内LANに接続できるよう、WANを整備する。 光ケーブルを利用したネットワークを構築し、本庁舎と出先機関（7施設）を結ぶ。また、ネットワークの管理・運用を行う。
	5		
		調整内容	調整内容
			事務手続きについては、栃木市の例により合併時に統合する。 岩舟町の登録団体に ついては、現行のとおり 栃木市に引き継ぐこと とする。
			栃木市のシステムに 合併時に統合する。
			栃木市の例により合 併時に統合する。
			栃木市のネットワー クに合併時に統合する。
			栃木市のネットワー クに合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
28	財務会計関係システムの管理運用に関すること	財務会計事務の適正な管理及び円滑な運用を支援するため、財務会計システムを導入している。 【システム名】 e-財務（日立公共システムエンジニアリング）	財務会計事務の適正な管理及び円滑な運用を支援するため、財務会計システムを導入している。 【システム名】 財務会計システム（TKC）	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	6			
29	グループウェアシステムの管理運用に関すること	庁内におけるペーパーレス化と情報共有化を促進するため、グループウェアシステムを導入している。 【システム名】 デスクネット	庁内におけるペーパーレス化と情報共有化を促進するため、グループウェアシステムを導入している。 【システム名】 デスクネット	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	7			
30	ウイルス対策システムの管理運用に関すること	【目的】 パソコンのウイルス対策を行う。 【内容】 庁内LANに接続されたパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、専用サーバーでウイルスパターンファイルの配布及び状態確認を定期的に実施する。 【システム名】 ウイルスバスター	【目的】 パソコンのウイルス対策を行う。 【内容】 庁内LANに接続されたパソコンにウイルス対策ソフトを導入し、専用サーバーでウイルスパターンファイルの配布及び状態確認を定期的に実施する。 【システム名】 ・ウイルスバスター	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	8			
31	ファイルサーバーシステムの管理運用に関すること	【目的】 庁内LANに接続された各パソコンで使用するファイルの一元管理。 【内容】 ファイルサーバーを設置し、windows アクティブディレクトリでアクセス制限を行う。	【目的】 庁内LANに接続された各パソコンで使用するファイルの一元管理。 【内容】 ファイルサーバーを設置し、windows アクティブディレクトリでアクセス制限を行う。	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	9			
32	資産管理システムの管理運用に関すること	【目的】 パソコンの利用状況やファイルの操作履歴の管理 【内容】 資産管理システムを利用し、庁内LANに接続されたパソコンの状況を管理する。 【システム名】 QND	該当なし	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	10			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

№	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
33	インターネット関連システムに関すること	情報収集による業務の向上及び庁外への情報発信・提供のため、インターネット接続設備及び各種サーバを導入している。	情報収集による業務の向上及び庁外への情報発信・提供のため、インターネット接続設備及び各種サーバを導入している。	栃木市のシステムに合併時に統合する。
	1 1			
34	情報化推進委員会に関すること	情報通信技術の飛躍的発展に対応した、快適で利便性の高い市民生活及び効率的で信頼性のある質の高い行政サービス実現に向けた情報化を全庁的に推進するため、栃木市庁内情報化推進委員会を設置する。 【構成】 副市長（委員長） 総務部長（副委員長） 総合政策部長 理財部長 生活環境部長 保健福祉部長 産業振興部長 都市建設部長 上下水道部長 大平総合支所次長 藤岡総合支所次長 都賀総合支所次長 西方総合支所次長 教育次長 消防長	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 2			
35	ケーブルテレビ株式会社にすること	【ケーブルテレビ株式会社】 出資額 10,500,000 円 株数 210 株	【ケーブルテレビ株式会社】 出資額 500,000 円 株数 10 株	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 4			
36	交通安全市民大会に関すること	栃木市交通安全市民大会を開催 年 1 回	岩舟町交通安全町民大会 近年開催実績なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	9 8			
37	高齢者交通安全スポーツ大会に関すること	各種スポーツ大会時に、高齢者への交通安全意識の啓発を行う。 ・ゲートボール大会 主催 ゲートボール協会 共催 栃木市 ・グラウンドゴルフ大会等 主催 安協西方支部	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 0 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
38	交通安全教室に関する こと	各種団体からの要請に基づき、交通安全教育の実施 平成23年度 43回 のべ3,133人	各種団体からの要請に基づき、栃木警察署に依頼すること で交通安全教育の実施	栃木市の例により合併時に統合する。
	105			
39	防犯事業に関する こと	犯罪・事故等を未然に防止し、安心して暮らせる地域社会の実現を図る。 防犯カメラの維持管理、自主防犯団体の支援等 啓発用グッズやチラシの配布	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	113			
40	防犯協会に関する こと	栃木地区防犯協会の各種事業への参加 栃木地区防犯協会の事務局 (構成市町 栃木市、岩舟町、壬生町)	栃木地区防犯協会の各種事業への参加 栃木地区防犯協会の事務局 (構成市町 栃木市、岩舟町、壬生町)	栃木市の例により合併時に統合する。
	114			
41	安全安心まちづくり 推進協議会に関する こと	安全安心まちづくり推進協議会に関する庶務	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	118			
42	消防団の運営に関する こと	消防団の運営の基本方針等については、団長（方面隊長）、副団長（方面隊長・方面隊副隊長）により構成する正副方面隊長会議において協議する。	団本部役員会により、団運営の基本方針等を協議する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	16			
43	消防団協力事業所表示 制度に関する こと	事業所が消防団活動に協力することを社会貢献として賞揚する「消防団協力事業所表示制度」。 消防団の充実強化ひいては地域防災体制の充実強化を図ることを目的としている。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	18			
44	貸与品（消防団）に関する こと	消防団員に、活動のため必要な制服等を貸与する。	消防団員に、活動のため必要な制服等を貸与する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	20			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号	栃木市	岩舟町		
45	施設の配置状況、維持管理(消防団)に関すること	消防団施設の修繕及び維持管理費(電気料等)に関する事務を行う。	消防団施設の修繕及び維持管理費(電気料等)に関する事務を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。	
	2 3				
46	消防団互助会に関すること	消防団員相互の親睦を図るとともに研修等を実施するため の、消防団互助会の事務局を担う。 ※会員及び家族の慶弔・退職贈与金・公務災害及び疾病見舞金・各訓練・災害時飲物等	消防団員相互の親睦を図るとともに研修等を実施するため の、消防団互助会の事務局を担う。	栃木市の例により合併時に統合する。	
	3 5				
47	り災証明に関すること	自然災害による被害に対し、本人の申し出に基づいて、り災証明を交付する。	自然災害による被害に対し、本人の申し出に基づいて、り災証明を交付する。	栃木市の例により合併時に統合する。	
	8 1				
48	1 市 1 町合同水防演習に関すること	水防体制の整備に資するため、隣接の野木町と合同で演習を行う。 ・開催時期 6 月下旬 (1 市 1 町で交互に開催 H24 年は野木町会場)	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。	
	1 3 0				
49	防災啓発事業に関すること	【啓発内容】 ①洪水ハザードマップを全戸配布 ②市広報紙への防災特集記事の掲載 ③啓発パンフレットの配布 ④自主防災組織の育成 ⑤防災訓練の実施 ⑥防災に関する出前講座の開催 ⑦土砂災害ハザードマップの配布(該当自治会世帯に配布)	【啓発内容】 ①広報紙への防災特集記事の掲載 ②啓発パンフレットの配布 ③自主防災組織の育成 ④防災訓練の実施 ⑤土砂災害ハザードマップの配布(該当自治会世帯に配布)	栃木市の例により合併時に統合する。	
	1 4 4				

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
50	県防災行政ネットワークに関すること	【衛星通信回線】 衛星通信を使用したネットワーク	【衛星通信回線】 衛星通信を使用したネットワーク	栃木市の例により合併時に統合する。
	153	【防災情報システム回線】 システム回線を使用したネットワーク 本庁のみ設置	【防災情報システム回線】 システム回線を使用したネットワーク	
51	各種気象情報の収集・伝達に関すること	【収集】 栃木県防災気象情報配信システムにより、各種気象情報を収集。	【収集】 栃木県防災気象情報配信システムにより、各種気象情報を収集。	栃木市の例により合併時に統合する。
	154	【伝達】 防災情報システム等より収集した情報を本庁及び総合支所の関係各課に伝達する。	【伝達】 防災情報システム等より収集した情報を関係各課に伝達する。	
52	防災パトロールに関すること	【目的】 洪水、土砂災害等の発生の恐れのある箇所を調査・パトロールし、各防災関係機関の連携強化及び情報の共有化を図る。	【目的】 洪水、土砂災害等の発生の恐れのある箇所を調査・パトロールし、各防災関係機関の連携強化及び情報の共有化を図る。	栃木市の例により合併時に統合する。
	160	【概要】 ①災害危険箇所及び河川管理施設を対象 ・市、土木事務所等が参加 ・年1回実施 ②土砂災害危険箇所 ・市 ・年1回実施 ③重要水防箇所 ・市、国交省利根川上流河川事務所、土木事務所が参加 ・年1回実施	【概要】 ①災害危険箇所及び河川管理施設を対象 ・町、土木事務所等が参加 ・年1回実施 ②土砂災害危険箇所 ・町 ・年1回実施 ③重要水防箇所 ・町、土木事務所が参加 ・年1回実施	
53	利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会に関すること	利根川・荒川・多摩川における洪水予報の円滑かつ確実な伝達を確保するため、関係官公庁及び諸団体が構成される利根川・荒川・多摩川洪水予報連絡会に所属し、伝達講習会及び伝達演習等に参加する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	191			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
54	職員の派遣に関する こと	業務の推進、職員の資質の向上及び職員間の交流の促進を 目的として、法及び条例等に基づき職員の派遣・受入れを行 う。 ・派遣先 栃木県、栃木県後期高齢者医療広域連合、栃木地区広域行 事務組合等 ・派遣受入れ 栃木県、栃木地区広域行政事務組合等	業務の推進、職員の資質の向上及び職員間の交流の促進を 目的として、法及び条例等に基づき職員の派遣・受入れを行 う。 ・派遣先 栃木県 ・派遣受入れ なし	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	1 7			
55	退職者の再任用に関 すること	定年退職者等の再任用事務 ・栃木市職員の再任用に関する条例 ・定年退職者等の再任用の実施に関する規則 【定年退職者に準ずる者】 ・25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日 から起算して5年を経過する日までの間にあるもの ・上記に該当する者として再任用をされたことがある者 【任期の末日】 ・年齢65年に達する日以後における最初の3月31日 「任期の末日に関する特例」 ・一般の職員（消防職員のうち消防司令長以上の階級の職員 を含む） 平成25年3月31日までは、64年 ・消防職員（消防司令以下）の階級の職員（特定警察職員等） 平成25年3月31日までは、62年 平成25年4月1日から平成28年3月31日までは、63 年 平成28年4月1日から平成31年3月31日までは、64 年 【発令書の交付】 ・任用、任期の更新、異動、退職に当たっては発令書を交付 （平成23年度の実績なし）	定年退職者等の再任用事務 ・岩舟町職員の再任用に関する条例 ・定年退職者等の再任用の実施に関する規則 【定年退職者に準ずる者】 ・25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日 から起算して5年を経過する日までの間にあるもの ・上記に該当する者として再任用をされたことがある者 【任期の末日】 ・年齢65年に達する日以後における最初の3月31日 「任期の末日に関する特例」 ・一般の職員 平成25年3月31日までは、64年 【発令書の交付】 ・任用、任期の更新、異動、退職に当たっては発令書を交付 （平成23年度の実績なし）	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
56	一般職の任期付職員 の採用及び給与に関 すること	【採用方法】 ・特定任期付職員、一般任期付職員 選考 ・任期付職員（短時間勤務を含む） 競争試験又は選考 【給料】 ・特定任期付職員 特定任期付職員給料表 4号給制 ・一般任期付職員 一般職員と同じ条例・規則を使用 ・任期付職員 任期付職員給料表 8級制 （短時間勤務を含む）	【採用方法】 ・特定任期付職員、一般任期付職員 選考 ・任期付職員（短時間勤務を含む） 競争試験又は選考 【給料】 ・特定任期付職員 行政職給料表 6級最高号級 ・一般任期付職員 任期付職員給料表 ・任期付職員 任期付職員給料表 2級制 （短時間勤務を含む）	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	8 6			
57	技能労務職員の任用 替えに関すること	【受験資格】50歳以下 【試験内容】教養試験、作文試験、面接試験 【任用替の決定】 試験合格後、技労職のまま6ヵ月間行政職の業務を行い、そ の勤務状況に応じて決定 【給料】任用替前日と同じ給料月額（同じ給料月額がない場 合は直近上位） 技労職給料表1級 → 行政職給料表1級 技労職給料表2,3級 → 行政職給料表2級 技労職給料表4,5級 → 行政職給料表3級	【受験資格】採用後5年経過している職員 【試験内容】作文試験、面接試験、職場研修 【給料】岩舟町職員の初任給、昇格及び昇給の基準に関する 規則により決定する。	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	7 4			
58	人事発令書式に関す ること	【内容】 市長の事務部局の職員の任免その他必要な事例の書式・様 式については、「栃木市人事発令書式規程」で定める。 【給料の決定通知】 昇給の辞令については、辞令に代えて通知書で行う。	【内容】 全部局の職員の任免その他必要な事例の書式・様式につい ては準則の「人事に関する発令書式」に基づき作成する。 【給料の決定通知】 昇給の辞令については、所属長経由で行う。	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	8 7			
59	職員の服務に関する こと	栃木市職員服務規程による。 ・出勤時には、出勤簿に押印する。 （ただし、都賀総合支所及び西方総合支所は、タイムレコー ダーを使用。） ・記章を貸与。 ・30日以上の病気休暇の承認を得た職員が当該休暇の事由 がやんで出勤しようとするときは、出勤届に医師の診断書を 添えて、所属長を経て職員課長に提出のうえ、承認を得なけ ればならない。	岩舟町職員服務規程による。 ・出勤時には、出勤簿に押印する。	栃木市の制度によ り対応が可能である ため、栃木市の例によ り合併時に統合する。
	1 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
60	消防職員の服務に関する こと	栃木市消防職員服務規程に定めるもののほか、栃木市職員服務規程の例による。 ・ 時間外勤務 勤務時間外又は勤務を要しない日でも所属長の命により勤務。 ・ 勤務時間外の災害対処 災害のための出勤、勤務の場合は、迅速かつ的確に行動できるよう準備する。 また、災害発生を認知、遭遇した場合は、災害の防除、人命救助のために必要な措置をとるよう努める ・ 私事旅行の届出 宿泊を伴う私事旅行等は、所属長に届出	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	9 3			
61	職員の営利企業従事 に関すること	職員の営利企業従事許可事務 ・ 職員の営利企業等の従事制限に関する規則 ・ 営利企業等の従事に関する許可手続 【他課等からの依頼によるもの】 1つの業務に多人数の許可を必要とするものについては、他課から許可願いの依頼をもらい、その決裁をもって許可を決定する。 【職員個人からの申請によるもの】 職員個人から「地方公務員法第38条第1項による許可申請書」により申請されるものについては、その申請書及び必要に応じて当該職員や関係団体からの聴取をもとに任命権者の決裁をもって許可を決定する。	岩舟町職員の営利企業従事許可事務 【他課等からの依頼によるもの】 1つの業務に多人数の許可を必要とするものについては、担当課で許可願いの決裁をもらい許可を決定する。 【職員個人からの申請によるもの】 職員個人から「地方公務員法第38条第1項に基づく「営利企業等従事許可申請書」が提出された場合には、申請書及び必要に応じて当該職員等からの聴取をもとに認可したときは許可書を交付する。	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 1			
62	特定事業主行動計画 に関すること	【目的】 次世代育成支援対策法に基づき、本市職員が安心して子育てができるよう、職場を挙げて応援していく体制を整えるため、計画を策定する。 (平成24年3月計画策定) 【内容】 ① 職員の勤務環境に関する事項 ② その他の次世代育成支援対策に関する事項	【目的】 次世代育成支援対策法に基づき、本町職員が安心して子育てができるよう、職場を挙げて応援していく体制を整えるため、計画を策定する。 【内容】 ① 岩舟町子育て支援行動計画 ・ 職員の勤務環境に関すること（育児休業、時間外勤務の縮減、休暇取得の配慮など） ・ 制度の周知 ・ その他 ② 岩舟町休暇等ハンドブックの作成	栃木市の取扱いにより対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。 (法の規定により計画期間は平成26年度末まで)
	7 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	栃 木 市	岩 舟 町	
63	事務事業名 事務事業番号 公益通報処理に関する こと	職員及び外部の労働者からの法に基づく公益通報事務 ・職員、事業者の法令順守を推進するため、「公益通報に係る事務処理要綱」を制定 ・通報範囲は、職員等及び外部労働者とする。 ・通報窓口は、職員課とする。 ・通報に係る調査等を行うため、公益通報処理委員会を設置し、副市長（委員長）、教育長、内部通報の場合は総務部長、外部通報の場合は通報対象事実について処分又は勧告等の事実を担当する部長をもって組織する。	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する
	77	職員からの法に基づく公益通報事務 ・職員、事業者の法令順守を推進するため、「公益通報に係る事務処理要綱」を制定 ・通報範囲は、職員とする。 ・通報窓口は、総務課とする。 ・通報に係る調査等を行うため、責任者に副町長を置き、調査する内容によって関連する部署からなる調査チームを設置する。	
64	職員の分限処分に関する こと	栃木市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 【降任・免職の手続】 ・勤務実績が良くない場合 人事評価その他の勤務成績を評定するに足りないと認められる客観的事実に基づき、勤務成績の不良なことが明らかでない場合 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 任命権者の定める医師２人によって職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された場合 ・その職に必要な適格性を欠く場合 当該職員をその現に有する適格性を必要とする他の職に転任させることのできない場合 ・職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 いずれかを降任し、又は免職するかは、任命権者が定める。 ・職員の意に反する降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。	岩舟町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例 【降任・免職の手続】 ・心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 任命権者の定める医師２人によって職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないと診断された場合 ・職員の意に反する降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行う。
	11		栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。 ただし、休職処分の取扱いについては、事務事業番号13「休職処分者に関すること」の調整内容による。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
65	休職処分者に関する こと	分限による休職の手続き及び効果に関する事務 【心身の故障による休職】 ・休職期間 ３年を超えない範囲において、任命権者が定める。 ・手続き 休職願に主治医の診断書を添えて提出。 辞令を当該職員に交付する。 ・発令時期 病気等の種類に関係なく９０日を越えた場合 【刑事事件起訴による休職】 ・休職期間 当該刑事事件が裁判に係属する間 【休職者の給与】 ・心身の故障の場合：80/100（１年間） ・刑事事件による起訴の場合：60/100（当該休職期間）	分限による休職の手続き及び効果に関する事務 【心身の故障による休職】 ・休職期間 ３年を超えない範囲において、任命権者が定める。 ・手続き 休職願に主治医の診断書を添えて提出。 辞令を当該職員に交付する。 ・発令時期 病気等の種類に関係なく９０日を越えた場合 【刑事事件起訴による休職】 ・休職期間 当該刑事事件が裁判に係属する間 【休職者の給与】 ・心身の故障の場合：80/100（１年間） ・刑事事件による起訴の場合：60/100（当該休職期間）	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。 なお、合併前に岩舟町でなされた休職処 分については、合併後の栃木市の条例により の処分がなされたもの とみなし、期間を通 算する。
	1 3			
66	職員の懲戒処分に関 すること	栃木市職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例 【懲戒の手続き】 戒告、減給、停職及び免職の処分は、その旨を記載した書面を任命権者が当該職員に交付して行う。 【減給の効果】 ・期間 １日以上１年以下 ・減額割合 給料月額額の1/5以下 ただし、現業職員については労基法第91条が適用されるため、平均賃金日額の半額又は一月の給与総額の1/10のいずれか低い額以下 【停職の効果】 ・期間 １日以上１年以下 ・身分 その職を保有するが職務に従事しない ・給与の支給 停職の期間中いかなる給与も支給されない 【免職の効果】 ・退職手当の支給を制限（退職手当に関する条例第8条） 【懲戒処分の基準・処分の公表基準】 栃木市懲戒処分の基準、栃木市職員の懲戒処分等に関する公表基準を制定	岩舟町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例 【懲戒の手続き】 戒告、減給、停職及び免職の処分は、その旨を記載した書面を任命権者が当該職員に交付して行う。 【減給の効果】 ・期間 １日以上６月以下 ・減額割合 給料月額額の1/10以下 ただし、現業職員については労基法第91条が適用されるため、平均賃金日額の半額又は一月の給与総額の1/10のいずれか低い額以下 【停職の効果】 ・期間 １日以上６月以下 ・身分 その職を保有するが職務に従事しない ・給与の支給 停職の期間中いかなる給与も支給されない 【免職の効果】 ・退職手当の支給を制限（退職手当に関する条例第8条） 【懲戒処分の基準・処分の公表基準】 岩舟町職員の懲戒処分等に関する規程	栃木市の制度が国の基準に準じた取扱いとなっているため、栃木市の例により合併時に統合する。 なお、合併前に岩舟町でなされた処分に ついては、合併後の栃 木市の条例により処 分がなされたものと みなし、期間を通算す る。
	1 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
67	叙位・叙勲・褒章に関する こと	叙位、叙勲、褒章申請事務 対象者は、市議会議員、特別職（市長、副市長、助役、収入役）、行政委員で、春・秋の叙勲のほか、高齢者叙勲、死亡叙勲、叙位についても上申している。	叙位、叙勲、褒章申請事務 対象者は、市議会議員、特別職（町長、副町長、助役、収入役）、行政委員で、春・秋の叙勲のほか、高齢者叙勲、死亡叙勲、叙位についても上申している。	推薦基準が市になるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 7			
68	消防職員の叙位、叙勲、褒章に関する こと	叙位、叙勲、褒章申請事務 対象者は、消防吏員（消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補）で危険業務従事者叙勲のほか、高齢者叙勲、死亡叙勲についても上申している。	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	9 6			
69	人事行政の運営等の 状況の公表に関する こと	【内容】 地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を報告する。 【報告事項】 1. 職員の任免及び職員数に関する状況 2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況 3. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 4. 職員の服務の状況 5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況 【公表の方法】 1. 市広報紙への掲載 2. 市政情報センターに備える 3. 市ホームページへの掲載	【内容】 地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況を報告する。 【報告事項】 1. 職員の任免及び職員数に関する状況 2. 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況 3. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 4. 職員の服務の状況 5. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況 6. 職員の福祉及び利益の保護の状況 【公表の方法】 1. 町広報紙への掲載 2. 総務課で閲覧に供する 3. 町ホームページへの掲載	栃木市の取扱いにより対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	8 8			
70	職員表彰に関する こと	栃木市職員表彰規則 【表彰の対象】 ・満30年勤続し、その勤務成績が優秀な者 ・業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があった者 ・災害を防御又は非常の際特に功労のあった者 ・その他市長が特に認めた者 【表彰の時期】 随時	岩舟町職員表彰規程 【表彰の対象】 ・町職員として20年勤続し、その勤務成績が優秀な者 ・町職員として30年勤続し、その勤務成績が優秀な者 ・その他町長が特に認めた者 【表彰の時期】 12月28日（必要に応じ変更）	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	2 1			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
71	職員分限懲戒等審査委員会に関すること	栃木市職員分限懲戒等審査委員会規則 ・委員 副市長（委員長）、教育長、総合政策部長、総務部長、総務部参事 ・審査事項 職員の意に反する降任及び免職の分限処分 懲戒処分 上記に準ずる処分	岩舟町職員綱紀委員会設置規程 ・委員 副町長（委員長） 他の委員は町長が任命する教育長、総務課長、企画課長、会計管理者、職労推薦（2名） ・審査事項 職員の分限処分及び懲戒処分に関すること その他、服務規律等に関すること	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	2 2			
72	身分証明書交付に関すること	栃木市職員服務規程による。 【交付について】 ・身分証明書兼名札を全職員に交付。 ・有効期間は5年間。 【身分証明書兼名札の内容】 ・氏名（ふりがな、ローマ字名）、写真（上半身）。 ・課名のみ別シートに印刷し、身分証明書の上に重ねて使用。 ・発行年月日、有効期限、注意事項、公印	岩舟町職員服務規程による。 【交付について】 ・身分証明書兼名札を全職員に交付。 ・有効期間はなし。 【身分証明書兼名札の内容】 ・氏名（ふりがな）、写真（上半身）。 ・課名のみ別シートに印刷し、身分証明書の上に重ねて使用。 ・発行年月日、公印、町のスローガン	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合し、身分証明書兼名札を交付する。
	4			
73	職員名簿に関すること	【記載内容】 職員及び議員、職場に配属された相談員等のみ記載。各種委員、関係団体職員、臨時職員等については記載しない。 【作成・配布】 自前で作成し、庁内イントラネットに掲載。	【記載内容】 職員及び特別職（3役）のみ記載。各種委員、関係団体職員、臨時職員等については記載しない。 【作成・配布】 自前で作成し、庁内LANに掲載。製本はしない。	栃木市の取扱いにより対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	7 2			
74	職員履歴カードに関すること	人事給与システム（簡TKC）により職員情報を一括管理。辞令作成にも対応。研修、病気休暇等一部別管理あり。	人事カードへ、人事異動情報、給料情報、資格、処分等を記載 人事給与システム（（株）TKC）は、給与の部分のみの利用	栃木市の人事給与システムを利用することから、栃木市の例により合併時に統合する。
	7 6			
75	インターンシップ及び実務実習の対応に関すること	制度としては確立していないが、地域の高校生等の実務実習については、学校から希望する業務の担当課へ申し込みをすることにより受け入れる。（職員課取り次ぎもあり） 要綱等については未整備。	制度として確立していないが、保健師等の実習について、担当課で対応。現在大学等からの求めに対応している。	栃木市の取扱いにより対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	6 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
76	職員又は職員の家族の計報に関すること	【庁内周知】 職員課へ事前に連絡し、庁内電子掲示板に所定の書式を用いて各所属で掲載。消防本部においては、連絡網も使用。 【対応及び対象】 ・計報 職員本人、配偶者、実父母、子、義父母（同居） ・弔電 職員本人のみ ・弔電 弔詞により対応。対象は計報と同じ。 ・生花 職員本人のみ 1 基 ・弔慰金 正規職員 1 万円、臨時・非常勤職員 5 千円 【週休日等の対応】 人事研修チームリーダーが連絡を受け、職員課長及び秘書広報課長に連絡。 職員への周知は、当該職員の所属課の判断で行う。（葬儀等まで期間があれば、通常通りの対応。）	【庁内周知】 総務課が連絡を受け、各課に文書又は電子メールにて連絡。 【対応及び対象】 ・計報 職員本人、配偶者、実父母、子、義父母（同居） ・弔電 職員本人のみ ・弔電 なし ・生花 なし ・弔慰金 なし ・香料 対象は計報と同じ（1 万円） 【週休日等の対応】 総務課長が連絡を受け、課長連絡網にて連絡。職員への周知は、各所属長の判断で行う。	栃木市の取扱いにより対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	5 9			
77	臨時職員の雇用及び勤務条件に関すること	臨時職員の任用事務 ・登録制（指定書式によるもの） ・予算措置は任用の事由により、職員課又は各課 ・年次有給休暇、特別休暇有（選挙権行使の場合、裁判員等官公署へ出頭する場合、職員の親族死亡による行事等の場合、災害に遭った場合、忌引き、夏季休暇）	臨時職員の任用事務 ・登録制（指定書式によるもの） ・予算措置は任用の事由により、総務課又は各課 ・年次有給休暇	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	9			
78	嘱託職員及び臨時職員社会保険料に関すること	【加入要件（社会保険、雇用保険）】 勤務時間が週 30 時間以上で任用期間が 2 か月以上のものである。 【支払方法】 ○社会保険料関係 ・被保険者掛金は、報酬・賃金から控除し歳計外に入金する。 ・掛金と事業主負担分を合算して社会保険事務所に支払う。 ○雇用保険料 ・雇用保険被保険者掛金は報酬・賃金から控除し雑入に入金する。 ・毎年 5 月に前年分の精算と、当年の概算分の保険料を支払う。 【労働災害保険】 ・毎年 5 月に前年分の精算と、当年の概算分の保険料を支払う。 【傷害保険】 未加入	【加入要件（社会保険、雇用保険）】 勤務時間が週 30 時間以上で任用期間が 2 か月以上のものである。 【支払方法】 ○社会保険料関係 ・被保険者掛金は、報酬・賃金から控除し歳計外に入金する。 ・掛金と事業主負担分を合算して社会保険事務所に支払う。 ○雇用保険料 ・雇用保険被保険者掛金は報酬・賃金から控除し雑入に入金する。 ・毎年 5 月に前年分の精算と、当年の概算分の保険料を支払う。 【労働災害保険】 ・毎年 5 月に前年分の精算と、当年の概算分の保険料を支払う。 【傷害保険】 未加入	栃木市の処理方法により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	5 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
79	人材育成基本方針に関すること	自己啓発や職場研修、職場の環境、業務管理・運営、人事管理等を総合的、長期的に取り組む。 合併により、旧市町がそれぞれ作成していた基本方針が失効しているため、総合計画策定後1年以内に策定予定。	行政課題が高度化・多様化された新時代に対応した人材育成を推進するための研修や人事評価制度、職場環境づくり等の具体的な方策を策定する。 平成17年8月策定	総合計画との整合を図る必要があることから、今後策定予定の栃木市の計画のとおりとする。
	75			
80	職員研修に関すること	職員の意識改革、資質、能力開発を目的とし、また、効率的・効果的な自治体経営を実現するため、研修体系の整理・統合を行い、計画的に実施している。 【研修】 ・市単独研修 ・栃木地区職員研修協議会研修 ・栃木県市町村振興協会管理監督者研修 ・市町村アカデミー、日本経営協会研修 ・自己啓発研修（通信教育研修受講費の1/2補助） 【消防研修】 ・栃木県消防学校研修 ・消防大学校研修 ・救急救命士研修	職員の意識改革、資質、能力開発を目的とし、また、効率的・効果的な自治体経営を実現するため、研修体系の整理・統合を行い、計画的に実施している。 ・栃木地区職員研修協議会研修 ・栃木県市町村振興協会管理監督者研修 ・新任管理監督者研修（通信教育 修了後 全額助成）	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。 また、消防職員の専門的な研修については、現行のとおりとする。
	25			
81	人件費の予算編成に関すること	職員課において、決算見込み額及び職員数を勘案し、予算及び給与費明細を作成する。 【予算編成時期】 10～11月	総務課において、決算見込み額及び職員数を勘案し、予算及び給与費明細を作成する。 【予算編成時期】 11月	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	62			
82	給与システムに関すること	(株)TKCの「TASK.NET 人事給与システム」を使用。	(株)TKCの「TASK.NET 人事給与システム」を使用。	システムが同一であるため、栃木市のシステムに合併時に統合する。
	35			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
83	時間外勤務に関する こと	・事前決裁 ・当月２８日までに、所属別集計用ファイル（CSV）を全課共有フォルダに掲載。 ・集計は各所属にて実施。 ・翌月３日までに、集計用ファイルを各所属から職員課へメールにて提出。 ・ノー残業デー 水曜日	・事前決裁 ・翌月３日位までに、所属ごとに取りまとめ総務課へ提出。 ・提出された月末までの時間外勤務命令簿を総務課で集計 ・ノー残業デー 金曜日	事務については、栃木市の人事給与システムを利用することから、栃木市の例により合併時に統合する。ノー残業デーは、水曜日とする。
	40			
84	源泉所得税その他の 徴収に関すること	・正職員・臨時職員等問わず、控除した所得税は歳計外に入金 ・当月源泉徴収したものを翌月１０日までに税務署に納付する。	・正職員・臨時職員等問わず、控除した所得税は歳計外に入金 ・当月源泉徴収したものを翌月１０日までに税務署に納付する。	処理方法が同一であることから、栃木市の財務システムに合わせて、合併時に統合する。
	41			
85	給与控除事務に関する こと	電算システム（TKC TASK. 給与システム）を利用し、共済掛金、所得税、住民税、互助会費等を給与から控除する。	電算システム（TKC TASK. 給与システム）を利用し、共済掛金、所得税、住民税等を給与から控除する。	栃木市の人事給与システムを利用することから、栃木市の例により合併時に統合する。
	42			
86	年末調整に関する こと	- 年末調整に係る書類作成を各職員に依頼、職員課にて回収・確認後、年末調整を実施。 - 臨時職員及び一部の非常勤職員について、年末調整を行う。ただし、年末調整事務の過度の集中を緩和する観点から、正職員と臨時職員の年末調整の時期を半月程度ずらして実施する。	- 年末調整に係る書類作成を各職員に依頼、総務課にて回収・確認後、年末調整を実施。 - 臨時職員及び一部の非常勤職員について、年末調整は行わない。	栃木市の取扱いにより対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	43			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
87	財形貯蓄に関するこ と	・栃木市職員の財産形成貯蓄等の事務取扱要綱 ・新規加入・額変更等は、毎年7月の募集時期のみ。 ・休止・解約・再開は、随時。 ・毎月の給与から控除。（金融機関との手続きは各職員が行う。） ・育児休業等無給の職員は、休止又は解約。 ・24金融機関と協定。	・新規加入休止・解約・再開は、随時。 ・毎月の給与から控除。（金融機関との手続きは各職員が行う。） ・育児休業等無給の職員は、休止又は解約。 ・4金融機関と協定。	岩舟町で協定している金融機関は、すべて栃木市でも協定しており、職員数も増加することから、栃木市の例により合併時に統合する。
	79			
88	生命保険等団体保険 に関すること	職員課及び職員組合において各種生命保険等の団体契約に係る事務を取り扱う。保険料は給与から控除。	総務課及び職員組合において各種生命保険等の団体契約に係る事務を取り扱う。保険料は給与から控除。	栃木市の処理方法により対応が可能であるため、職員組合とも協議の上、栃木市の例により合併時に統合する。
	49			
89	退職年金に関するこ と	地方公務員共済組合法施行前に栃木市を退職した年金受給資格者に退隠料を支給。受給者死亡後は遺族に扶助料を支給。 現対象者は扶助料2名。	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	64			
90	職員の衛生管理に関 すること	職場における安全・健康の確保 ・栃木市職員安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者 副市長 ・職場巡回を各庁舎年1回程度、産業医、衛生管理者と共に行う。 ・喫煙対策については、庁舎ごとに実施。	職場における安全・健康の確保 ・岩舟町安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者 副町長 ・産業医による健康相談、職場巡回 ・喫煙対策については、喫煙場所・時間の徹底。	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	44			
91	消防職員の衛生管理 に関すること	職員の安全と健康を保持増進する。 ・栃木市消防職員安全衛生管理規程 ・安全衛生管理責任者 消防本部次長 ・職場巡回を年1回程度、安全衛生管理責任者、産業医と共に実施。 ・喫煙対策については、庁舎ごとに実施。	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	94			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
92	職員の健康管理に関する こと	職員の健康保持 ・栃木市職員安全衛生管理規程 ・健康診断実施項目 一般健診（生活習慣病健診）、雇入時健康診断、肺がん検診、胃がん健診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん健診、歯科健診等 ・人間ドック 共済組合で実施する３０歳以上が対象	職員の健康保持 ・岩舟町職員安全衛生管理規程 ・健康診断実施項目 一般健診（生活習慣病健診）、雇入時健康診断、肺がん検診、胃がん健診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん健診等 ・人間ドック 共済組合で実施する３０歳以上が対象	栃木市の制度により対応が可能であるため、栃木市の例により合併時に統合する。
	4 5			
93	消防職員の健康管理 に関すること	職員の健康保持 ・栃木市消防職員安全衛生管理規程 ・健康診断実施項目 一般健診（生活習慣病健診）、雇入時健康診断、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、歯科健診 ・人間ドック 共済組合で実施する３０歳以上が対象 ・Ｂ型肝炎予防接種 特定職場の該当職員に実施	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	9 5			
94	メンタルヘルス対策 に関すること	・３０日以上、うつ病等で病氣休暇を取得した職員の職場復帰支援は、主治医の慣らし勤務が可能である旨の診断書を得たうえで、本人と職場の所属長等で相談し計画書を作成のうえ、慣らし勤務を病氣休暇中に行う。また、良好に行われた場合、主治医と協議し、出勤可能である旨の診断書を受け、さらに産業医からも診断書を得た上で、出勤するものとする。	・病氣休暇または退職から復職する場合、主治医と相談させ、診断書にもとづき、休職中の慣らし勤務を行う。または、復職直後短時間勤務（年休利用）をも配慮する。	栃木市の制度により対応が可能であるため栃木市の例により合併時に統合する。
	8 0			
95	職員のセクシヤル・ハラスメントに関する こと	栃木市職員のセクシヤル・ハラスメントの防止に関する要綱に基づき職員のセクシヤル・ハラスメントの防止に関する事務 ・「苦情相談処理窓口」の設置 （職員課及び総合支所地域まちづくり課）	セクシヤルハラスメントの防止等に関する要綱 セクシヤルハラスメントに関する苦情処理要綱 ・苦情相談員・窓口の設置 総務課 ・苦情処理委員会 副町長（委員長）・教育長・総務課長 企画課長・職労推薦（２名）	栃木市の制度により対応が可能であるため栃木市の例により合併時に統合する。
	2 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
96	消防職員委員会に関する すること	・栃木市消防本部消防職員委員会に関する規則 【委員会所掌事務】 ・消防組織法第17条第1項に掲げる事項について、消防職員から提出された意見を審議して、消防長に提出、消防事務の円滑な運営に資する。 【委員及び委員長】 ・委員 消防本部 2人 栃木市消防署 2人 藤岡分署 2人 大平分署 2人 都賀分署 2人 西方分署 2人 計 12人 ※委員の半数は消防長指名、半数は職員推薦 ・委員長 次長又は総務課長 【委員の任期】 ・1年	該当なし	岩舟町には該当する事務がないため、栃木市の例により合併時に統合する。
	82			
97	税務関係団体に関する こと	【参加団体】 ①栃木県都市税務協議会 他5団体 【協力団体】 ①固定資産評価システム研究センター	【参加団体】 ①栃木県地方税務協議会 他4団体 【協力団体】 ①固定資産評価システム研究センター	栃木市の例により合併時に統合する。
	2			
98	税条例改正に関する こと	○改正手続きについては、次のとおりとする。 【専決関係】①議案の作成及び総務課と協議⇒②例規審査委員会審査⇒③専決処分の決裁⇒④条例の公布・施行⇒⑤専決処分の報告議案決裁⇒⑥議会の承認 【議決関係】①議案の作成及び総務課と協議⇒②例規審査委員会審査⇒③庁議（部長会議）資料作成⇒④条例の一部改正議案について庁議（部長会議）付議⇒⑤一部改正議案決裁⇒⑥議会の議決⇒⑦条例の公布・施行	○改正手続きについては、次のとおりとする。 【専決関係】①議案の作成及び総務課と協議⇒②例規審査委員会審査⇒③専決処分の決裁⇒④条例の公布・施行⇒⑤専決処分の報告議案決裁⇒⑥議会の承認 【議決関係】①議案の作成及び総務課と協議⇒②例規審査委員会審査⇒③庁議資料作成⇒④条例の一部改正議案について庁議付議⇒⑤一部改正議案決裁⇒⑥議会の議決⇒⑦条例の公布・施行	栃木市の例により合併時に統合する。
	5			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
99	軽自動車税申告書の 入力に関すること	【申告書入力】 ・軽自動車は都市税務協議会から送付される申告書により入 力 ・原付、農耕用、小型特殊は市申告書により入力	【申告書入力】 ・軽自動車は町村会から送付される申告書により入力 ・原付、農耕用、小型特殊は町申告書により入力	栃木市の例により 合併時に統合する。
	6			
100	個人市町県民税収納 管理事務に関するこ と（過誤納金還付）	【目的】 徴収した税が本算定税額を超えた場合、過納額を還付し、又 は当該納税義務者の未納額に充当する。 【実施時期】 現年度は毎月 過年度は7月～3月	【目的】 徴収した税が本算定税額を超えた場合、過納額を還付し、又 は当該納税義務者の未納額に充当する。 【実施時期】 現年度は毎月 過年度は8月、10月、1月、2月、3月	栃木市の例により 合併時に統合する。
	15			
101	個人市町県民税の申 告受付事務に関する こと	【概要】本庁、総合支所において、市県民税及び確定申告の 相談受付を行う。 【事務手順・実施時期】 申告受付相談の実施 ・2月16日～3月15日（土、日を除く） ・午前9時～11時30分、午後1時～4時、ただし、各地域 2日ずつ延長受付（午後4時～6時30分）を実施	【概要】本庁において、町県民税及び確定申告の相談受付を 行う。 【事務手順・実施時期】 申告受付相談の実施 ・2月16日～3月15日（土、日を除く） ・午前9時～11時、午後1時～3時30分	栃木市の例により 合併時に統合する。
	19			
102	個人市町県民税の未 申告調査に関するこ と	【概要】給与支払報告書等の課税資料の提出の無い者及び未 申告者を調査し、申告を促す。 【事務手順】 ①未申告対象者リストの作成 ⑤再々申告案内通知 ②再申告案内通知発送 ⑥冢庭訪問・申告指導 ③再申告受付相談の実施 ④⑤実施後の未申告者に対する勧奨対象者リストの作成	【概要】給与支払報告書等の課税資料の提出の無い者及び未 申告者を調査し、申告を促す。 【事務手順】 ①未申告対象者リストの作成 ②再申告案内通知発送 ③再申告受付相談の実施	栃木市の例により 合併時に統合する。
	20			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名	現	況	調整内容
	事務事業番号	栃 木 市	岩 舟 町	
103	三税協力事務に関すること	【概要】国、県及び市町の税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図る。 【協力事務】 (国税関係) 三税共同申告相談検討会他 (県税関係) 未申告法人合同調査他	【概要】国、県及び市町の税務行政の効率化と適正な税務執行の確保を図る。 【協力事務】 (国税関係) 三税共同申告相談検討会他 (県税関係) 特別徴収未実施事業所合同指導	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 1			
104	固定資産税賦課事務 に関すること(納税通知書発送、未到着分送付先調査、再送付等)	【納税通知書等の発送に係る諸業務】 ①納税通知書 (TKC委託) 納付書発送 5 月初旬 ②課税説明細書 発送 納税通知書と一緒に発送 【納税通知書等の未到着分送付先調査業務】 ・ 戸籍や住民票、現地調査などにより行方を追跡し再送付 ・ 調査の結果不明の場合は、公示送達	【納税通知書等の発送に係る諸業務】 ①納税通知書 (TKC委託) 納付書発送 5 月中旬 ②課税説明細書 発送 納税通知書と一緒に発送 【納税通知書等の未到着分送付先調査業務】 ・ 戸籍や住民票、現地調査などにより行方を追跡し再送付 ・ 調査の結果不明の場合は、公示送達	栃木市の例により合併時に統合する。
	2 4			
105	固定資産税調定に関すること	【内容】 当初調定、変更調定、最終調定、いずれも税務情報システムにより作表された調定表をもとに財務会計システムにて調定議決書を起票し、決裁を受ける。 【実施時期】 年度当初、2期更正後、年度末 (出納閉鎖後)	【内容】 当初調定、変更調定、最終調定、いずれも税務情報システムにより作表された調定表をもとに財務会計システムにて調定議決書を起票し、決裁を受ける。 【実施時期】 年度当初、随時、年度末 (出納閉鎖後)	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 0			
106	市町税の滞納整理及び徴収事務に関すること(滞納処分、不納欠損を除く)	【滞納リスト作成】 6月・1月 6 月 【滞納整理票作成】 【催告】 一斉催告年 5 回 1 2 月 【特別巡回徴収】 市内と同様 【市外居住者対応】	【滞納リスト作成】 なし 【滞納整理票作成】 なし 【催告】 一斉催告年 5 回 行っていない 【特別巡回徴収】 町内と同様 【市外居住者対応】	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 9			

栃木市・岩舟町合併協議会（ＣＲＡＮＫ）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃 木 市	岩 舟 町	
107	納税相談、納付指導に関すること	【納税相談】 ・分納誓約 原則１年間で完納 ・納付計画 臨戸徴収を行っている 【納付指導】 ・早期滞納解消のための指導（応じない場合は財産調査、滞納処分）	【納税相談】 ・分納誓約 年度内で完納 ・納付計画 臨戸徴収を行っていない 【納付指導】 ・早期滞納解消のための指導（応じない場合は財産調査、滞納処分）	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 2			
108	収納管理事務に関すること（受託徴収）	【納付受託】 約束手形及び先付小切手の処理 ①納付受託証書の交付 ②受託証券整理簿の記入、決裁 ③受託証券整理簿、約束手形・先付手形等を会計課へ ④会計課より領収書の交付 ⑤領収書の送付	【納付受託】 約束手形及び先付小切手の処理 ①預かり証の交付 ②受領約束手形・先付手形を出納室へ保管依頼 ③取立日に該当金融機関にて現金化と同時に納付 ④領収書の送付	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 3			
109	市町税等延滞金徴収事務に関すること	【延滞金率】１４．６％ （１か月を経過する日まで７．３％。ただし、前年１１月３０日を経過する時点における日本銀行法第１５条第１項第１号の規定により定められた商業手形の基準割引率に４％を加算した率が７．３％に満たない場合は、商業手形の基準割引率に４％を加算した率とする。） 【延滞金の減免】 市税の延滞金については、法令に定めのあるもののほか、やむを得ないもの。（栃木市市税等の延滞金減免に関する内規）	【延滞金率】延滞金率１４．６％ （１か月を経過する日まで７．３％。ただし、前年１１月３０日を経過する時点における日本銀行法第１５条第１項第１号の規定により定められた商業手形の基準割引率に４％を加算した率が７．３％に満たない場合は、商業手形の基準割引率に４％を加算した率とする。） 【延滞金の減免】 町税の延滞金については、法令に定めがあるもの。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 7			
110	国民健康保険税の滞納整理及び徴収事務に関すること（滞納処分、不納欠損を除く）	【滞納者リスト作成】 ６月・１月 【滞納整理票作成】 ６月 【催告】 一斉催告年５回 【納税相談】 国保被保険者証の切替時（８月に実施） 【特別巡回徴収】 １２月 【市外居住者対応】 市内と同様	【滞納者リスト作成】 なし 【滞納整理票作成】 なし 【催告】 一斉催告年５回 【納税相談】 国保被保険者証の切替時（８月に実施） 【特別巡回徴収】 行っていない 【市外居住者対応】 町内と同様	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
111	国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料に係る転入者の所得照会事務に関する事	【概要】 ・16歳以上の転入者全員について、所得照会書を転入元担当課に送付する。 ・1～5月までの転入者は6月に照会する。6月以降の転入者は、随時照会する。 ・回答書は随時端末に入力する。	【概要】 ・16歳以上の転入者のうち国保・介護に係るものについて、所得照会書を転入元担当課に送付する。 ・後期高齢者連合作成の所得照会書を転入元に送付する。 ・1～5月までの転入者は6月に照会する。6月以降の転入者は、随時照会する。 ・回答書は随時端末に入力する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	54			
112	国民健康保険税過誤納金還付事務に関する事	【概要】 減額賦課や二重納付等による過誤納金を返還する。 現年度は歳入還付、過年度は歳出還付として処理する。 【事務手順】 歳入還付 ・電算処理委託業者納品リストに基づき還付金額確認 ・納付状況（未納）の確認（充当・還付通知） ・原則口座振り込み	【概要】 減額賦課や二重納付等による過誤納金を返還する。 現年度は歳入還付、過年度は歳出還付として処理する。 【事務手順】 歳入還付 ・システムにより抽出し還付金額確認 ・納付状況（未納）の確認（充当・還付通知） ・口座振り込み ・現金払いの場合は出納室にて払う	栃木市の例により合併時に統合する。
	57			
113	介護保険料の滞納整理及び徴収事務に関する事（滞納処分、不納欠損等を除く）	【滞納リスト作成】 6月・1月 6月 一斉催告年5回 12月 市内と同様 【催告】 【特別巡回徴収】 【市外居住者対応】	【滞納リスト作成】 なし 【滞納整理票作成】 なし 【催告】 一斉催告年5回 【特別巡回徴収】 行っていない 【市外居住者対応】 町内と同様	栃木市の例により合併時に統合する。
	60			
114	固定資産税収納管理事務に関する事（過誤納付還付）	【事務手順】 歳出還付 ・課税誤りの把握 ・財務システムにて還付処理 ・地方税法の規定により還付できない5年を超える額について原則10年前まで返還	【事務手順】 歳出還付 ・課税誤りの把握 ・財務システムにて還付処理	栃木市の例により合併時に統合する。
	74			
115	個人市町県民税賦課事務に関する事（普通徴収事務）	【事務手順・実施時期】 普通徴収納税通知書発送 ・現年異動分課税 8・10・12月 ・現年随時課税 1～3月の各月 ・過年度随時課税 7～3月の各月 過年度還付（歳出）処理 7～3月の各月 家屋敷納税通知書発送 10月	【事務手順・実施時期】 普通徴収納税通知書発送 8・10・1月 ・現年異動分課税 2・3月の各月 ・現年随時課税 8・10・1・2・3月 ・過年度随時課税 8・10・1・2・3月 過年度還付（歳出）処理 8・10・1・2・3月 家屋敷納税通知書発送 6月	栃木市の例により合併時に統合する。
	75			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
116	個人市町県民税賦課 事務に関すること （その他、課税に付 随する事務）	【概要】 個人市県民税の課税に係る課税データの確認、国税連絡セン の作成等、賦課事務に付随する事務を行う。 【内容】 ①課税データの確認作業（３～５月） ②被扶養者の指定（３～５月） 他	【概要】 個人市県民税の課税に係る課税データの確認、国税連絡セン の作成等、賦課事務に付随する事務を行う。 【内容】 ①課税データの確認作業（３～５月） ②被扶養者の指定（１～３月） 他	栃木市の例により 合併時に統合する。
	7 7			
117	市町内法人調査に関 すること	【概要】 申告書の提出及び設立届等のない法人の現地調査を行う。 【現地調査】 ①果税事務所との合同調査（１０月） ②市単独調査（１１月） ③調査結果に基づく処理（１２月）	【概要】 申告書の提出及び設立届等のない法人の現地調査を行う。	栃木市の例により 合併時に統合する。
	8 1			
118	市町税事務の企画調 整に関すること	【概要】 市総合計画実施計画に係る事業の検討等、市税に関する種々 の事務事業の企画調整。	【概要】 町振興計画実施計画に係る事業の検討等、町税に関する種々 の事務事業の企画調整。	栃木市の例により 合併時に統合する。
	8 2			
119	市町税収入額調の作 成に関すること	【概要】 市税等の収入状況を的確に把握するために毎月作成。 【対象税目】 普通税－市県民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産 税、特別土地保有税 目的税－都市計画税、入湯税、国民健康保険税 その他－介護保険料、後期高齢者医療保険料	【概要】 町税等の収入状況を的確に把握するために毎月作成。 【対象税目】 普通税－町県民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別 土地保有税 目的税－国民健康保険税 その他－介護保険料、後期高齢者医療保険料	栃木市の例により 合併時に統合する。
	8 3			
120	介護保険料過誤納金 還付事務に関するこ と	【概要】 減額賦課や二重納付等による過誤納金を返還する。 現年度は歳入還付、過年度は歳出還付として処理する。 【事務手順】 歳入還付 ・電算処理委託業者納品リストに基づき還付金額確認 ・納付状況（未納）の確認（充当・還付通知） ・原則口座振り込み	【概要】 減額賦課や二重納付等による過誤納金を返還する。 現年度は歳入還付、過年度は歳出還付として処理する。 【事務手順】 歳入還付 ・システムにより抽出し還付金額確認 ・納付状況（未納）の確認（充当・還付通知） ・口座振り込み ・現金払いの場合は出納室にて払う	栃木市の例により 合併時に統合する。
	8 4			

栃木市・岩舟町合併協議会（ＣＲＡＮＫ）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
121	後期高齢者医療保険料の滞納整理及び徴収事務に関すること（滞納処分、不納欠損等を除く）	【滞納リスト作成】 6月・1月 6月 一斉催告年5回 12月 市内と同様 【滞納整理票作成】 【催告】 【特別巡回徴収】 【市外居住者対応】	【滞納リスト作成】 なし 【滞納整理票作成】 なし 【催告】 一斉催告年5回 行っていない 【特別巡回徴収】 【市外居住者対応】 町内と同様	栃木市の例により合併時に統合する。
	89			
122	後期高齢者医療保険料過誤納金還付事務に関すること	【概要】減額賦課や二重納付等による過誤納金を返還する。 現年度は歳入還付、過年度は歳出還付として処理する。 【事務手順】歳入還付 ・システムにより抽出し還付金額確認 ・納付状況（未納）の確認（充当・還付通知） ・口座振り込み ・現金払いの場合は出納室にて払う	【概要】減額賦課や二重納付等による過誤納金を返還する。 現年度は歳入還付、過年度は歳出還付として処理する。 【事務手順】歳入還付 ・システムにより抽出し還付金額確認 ・納付状況（未納）の確認（充当・還付通知） ・口座振り込み ・現金払いの場合は出納室にて払う	栃木市の例により合併時に統合する。
	93			
123	税務概要の作成に関すること	【概要】税務関係課における事業の概要（賦課、徴収等）を作成する。 【掲載内容】市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉈産税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	【概要】税務関係課における事業の概要（賦課、徴収等）を作成する。 【掲載内容】町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	栃木市の例により合併時に統合する。
	102			
124	ホームページ等の有効活用に関すること	【目的】 税情報を効果的に発信し、納税意識の高揚を図る。 ①ホームページ ②広報紙 ③ケーブルテレビ	【目的】 税情報を効果的に発信し、納税意識の高揚を図る。 ①ホームページ ②広報紙	栃木市の例により合併時に統合する。
	103			
125	家屋評価システム業務に関すること	【目的】 電算化による家屋評価事務の効率化及び正確化、担当職員間の評価方法の統一化を図る。 【使用評価システム】 HAUSAS	【目的】 電算化による家屋評価事務の効率化及び正確化、担当職員間の評価方法の統一化を図る。 【使用評価システム】 システムの導入は行っていない。独自のエクセルファイルによる。	栃木市の例により合併時に統合する。
	105			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランケ）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
126	個人市町県民税賦課 事務に関すること（年 金特別徴収）	【概要】 市県民税賦課事務のうち主に年金特別徴収に係る事務を行う。 【事務手順・実施時期】 ・還付処理（歳入、歳出ともに毎月） ・調定（普通徴収に合算）	【概要】 町県民税賦課事務のうち主に年金特別徴収に係る事務を行う。 【事務手順・実施時期】 ・還付処理（歳入毎月、歳出8・10・1・2・3月） ・調定（普通徴収とは別）	栃木市の例により合併時に統合する。
	107			
127	税務証明・閲覧事務に 関すること	【税務証明】 市県民税所得・課税・非課税証明書、住民税決定証明書 納税証明書、完納証明書、軽自動車税納税証明書（継続検査 用） 営業証明書、所在証明書 固定資産税評価証明書、公図の写し（閲覧）、土地台帳閲覧、他 【申請者等の押印】 本人確認し、申請者等の認印は不要。代理人（法人含む）の 場合は委任状又は申請書中に認印（代表印）を求めている。	【税務証明】 市県民税所得・課税・非課税証明書、住民税決定証明書 納税証明書、軽自動車税納税証明書（継続検査用） 所在証明書 固定資産税評価証明書、公図の写し（閲覧）、土地台帳閲覧、他 【申請者等の押印】 本人確認し、申請者等の認印は必要。代理人（法人含む）の場 合は委任状又は申請書中に認印（代表印）を求めている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	110			
128	市町税収納管理事務 に関すること（充当・ 督促）	【充当】過納が発生したとき、過納該当者に未納がある場合は 充当を行う。 ・月1回、収税消込システムの例月伝送にて委託業者に依頼 し、過納一覧を作成 【督促】現年分の納期限を過ぎたものに対し督促状を発送 ・月1回、収税消込システムの例月伝送にて委託業者に依頼 し、督促状を作成	【充当】過納が発生したとき、過納該当者に未納がある場合は 充当を行う。 ・月1回、システムにて抽出し、過納一覧を作成 【督促】現年分の納期限を過ぎたものに対し督促状を発送 ・月1回、収税消込システムの例月伝送にて委託業者に依頼し、 督促状を作成	栃木市の例により合併時に統合する。
	121			

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況 栃木市	岩舟町	調整内容
	低入札価格調査制度 に関すること	【制度の対象】 予定価格 3, 0 0 0 万円以上の建設工事 【調査の対象】 最低入札価格が、契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準価格（以下調査基準価格）を下回った場合 【調査基準価格】 次の①～④の合計額（ただし、工事価格の3分の2以上10分の8. 5 以下の額の範囲） ①直接工事費の（建築工事及び設備工事は9. 5 / 1 0 を乗じて得た額）の9 5 % ②共通仮設費の9 0 % ③現場管理費の6 0 % ④一般管理費の3 0 % 【数値的判断基準】 調査基準価格を下回った場合、提出された積算内訳書の次の5項目のうち、1項目でも下回ったものがあるときは失格とする。 ①直接工事費の（建築工事及び設備工事は9. 5 / 1 0 を乗じて得た額）の7 5 % ②共通仮設費の7 0 % ③現場管理費の6 0 % ④一般管理費の3 0 % ⑤入札価格が直接工事費（建築工事及び設備工事は9. 5 / 1 0 を乗じて得た額）の9 5 %に共通仮設費の9 0 %と現場管理費相当額に2 0 %を加えた額	【制度の対象】 ・設計金額 5, 0 0 0 万円を超える一般競争による建設工事 ・総合評価落札方式による競争入札による建設工事 【調査の対象】 最低入札価格が、契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準価格（以下調査基準価格）を下回った場合 【調査基準価格】 次の①～④の合計額（ただし、工事価格の1 0 分の6. 6 以上1 0 分の8. 5 以下の額の範囲） ①直接工事費の（建築工事及び設備工事は9 / 1 0 を乗じて得た額） ②共通仮設費の額 ③現場管理費の額 【数値的判断基準】 調査基準価格を下回った場合、提出された積算内訳書の次の5項目のうち、1項目でも下回ったものがあるときは失格とする。 ①直接工事費の（建築工事及び設備工事は9 / 1 0 を乗じて得た額）の7 5 % ②共通仮設費の7 0 % ③現場管理費の6 0 % ④一般管理費の3 0 % ⑤入札価格が直接工事費（建築工事及び設備工事は9. 5 / 1 0 を乗じて得た額）の9 5 %に共通仮設費の9 0 %と現場管理費相当額に2 0 %を加えた額	栃木市の例により合併時に統合する。
	4			

129

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
130	最低制限価格に関する こと	【制度の対象】 予定価格 3,000 万円未満の建設工事 【最低制限価格】 次の①～④の合計額（ただし、工事価格の 3 分の 2 以上 1 0 分の 8.5 以下の額の範囲） ①直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては 9.5 / 10 を乗じて得た額）の 95 % ②共通仮設費の 90 % ③現場管理費の 60 % ④一般管理費の 30 %	【制度の対象】 制度の詳細規定なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	6			
131	公正入札調査委員会 に関すること	【設置の目的】 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会と連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確に的確に め設置する。 【組織】 建設工事等請負者選考委員会の委員を持って構成する。	【設置の目的】 建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会と連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する確に的確に め設置する。 【組織】 指名選考委員及び当該工事所管課長を持って構成する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	現	況	
	事務事業名 事務事業番号	岩舟町	
	建設工事及び建設工事関連業務の入札及び契約に係る情報の公表に関すること	【公表の対象】 ・ 予定価格が130万円を超える建設工事 ・ 予定価格が50万円を超える工事関連の業務委託 ・ 予定価格が80万円を超える工事関連の資材購入 【毎年度の発注見通し】 公表時期 4月（10月、1月に見直しを行い、変更後の事項を公表） 公表事項 - 建設工事 工事名、工事箇所、工事期間、工事種別、工事概要、契約方法、入札時期 - 業務委託 業務名、業務箇所、履行期間、種別、業務概要、契約方法、入札時期 - 資材購入 件名、納入場所、物品名、契約方法、入札時期 公表方法 閲覧及びホームページへ掲載 【入札参加資格者】 公表時期 4月（名簿作成時） 公表事項 有資格者名、登録工種、格付け等 公表方法 閲覧 【入札・契約の過程】 公表時期 落札者決定後 公表事項 入札結果調書（入札者名、入札金額等） 公表方法 閲覧（落札者名、落札金額のみホームページへ掲載） 【契約に関する情報】 公表時期 契約締結後 公表事項 工事請負調書（契約相手方の名称、住所等） 公表方法 閲覧	栃木市の例により合併時に統合する。
132		【公表の対象】 ・ 予定価格が250万円を超える、建設工事及び測量・建設コンサルタント等の業務委託における、一般競争入札、指名競争入札 【毎年度の発注見通し】 公表時期 4月、10月 公表事項 - 建設工事 工事名、工事場所、工事期間、工事種別、工事概要、契約方法、入札時期 - 業務委託 業務名、業務場所、履行期間、種別、業務概要、契約方法、入札時期 公表方法 閲覧及びホームページへ掲載 【入札参加資格者】 公表時期 4月（名簿作成時） 公表事項 有資格者名、登録工種、格付け等 公表方法 閲覧 【入札・契約の過程】 公表時期 入札執行日の翌日 公表事項 入札結果調書（入札者名、入札金額等） 公表方法 閲覧（入札者名、入札金額等） 【契約に関する情報】 公表時期 契約締結後 公表事項 工事請負調書（契約相手方の名称、住所等） 公表方法 閲覧	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
133	建設工事及び建設工事関連業務の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること	【資格審査の対象】 ・建設工事 ・建設工事に関連する業務委託 【資格審査申請の時期】 ・定区分 1月から2月（2年毎） ・追加分 翌年2月 【資格審査・認定】 建設工事資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。 ・建設工事 - 格付け対象工種は、格付け基準に基づき、等級を付して認定する。格付けで認定する。格付け対象工種以外の工種は、工事種別ごとに認定する。 ・建設工事に関連する業務委託 - 業務区分ごとに認定する。 【入札参加資格者名簿への登録】 財務会計システムへの入力により登録 【有効期間】 2年間（追加申請は残期間）	【資格審査の対象】 ・建設工事 ・建設工事に関連する業務委託 【資格審査申請の時期】 ・定区分 1月から2月（2年毎） ・追加分 翌年2月 【資格審査・認定】 建設工事入札参加資格審査会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。 ・建設工事 - 格付け基準に基づき、等級を付して認定する。格付け対象工種以外の工種は、工事種別ごとに認定する。 ・建設工事に関連する業務委託 - 業務区分ごとに認定する。 【入札参加資格者名簿への登録】 システムなし 【有効期間】 2年間（追加申請は残期間）	栃木市の例により合併時に統合する。 なお、平成24年度中に行う平成25・26年度の入札参加資格審査を同じ基準により行い、格付けを統一する。
	1 1			
134	小規模工事等契約希望者登録について	【対象となる契約】 その内容が軽易で、かつ、契約金額が50万円を超えない建設工事及び建設工事に係る修繕 【登録できる者】 市内に主たる事務所又は住所を有する者で、入札参加資格者名簿に登録されていない者 【有効期間】 2年間（随時受付は残期間）	【対象となる契約】 その内容が軽易で、かつ、契約金額が50万円を超えない建設工事及び建設工事に係る修繕 【登録できる者】 町内に主たる事務所又は住所を有する者で、入札参加資格者名簿に登録されていない者 【有効期間】 3年間（随時受付は残期間）	栃木市の例により合併時に統合する。
	1 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況 栃木市 岩舟町	
135	物品購入等の入札参加希望者の資格審査と入札参加資格者名簿登録に関すること	【資格審査の対象】 物品の購入、製造その他についての請負 【資格審査申請の時期】 ・定期分 12月（2年毎） ・追加分 翌年の12月 【資格審査・認定】 物品購入等入札参加者資格審査委員会の審査に付し、入札参加資格の認定を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。 なお、平成24年度中に行う、平成25・26年度の入札参加資格審査を同じ基準により行う。
	20	【入札参加資格者名簿への登録】 財務会計システムへの入力により登録 【有効期間】 2年間（追加申請は残りの期間）	
136	小規模物品等契約希望者登録に関するこ	【対象となる契約】 その内容が軽易で、かつ、契約金額が50万円を超えない物品等の納入、役務の提供等 【登録できる者】 市内に主たる事業所又は住所を有する者で、入札参加資格者名簿に登録されていない者 【有効期間】 2年間（随時受付は残期間）	栃木市の例により合併時に統合する。
	87		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
137	主管に属する自動車の管理に関すること	・各課で所管する公用車については各課で対応し、集中管理による共用車については施設管理課庁舎管理担当、地域まちづくり課理財担当で対応している。	・各課で所管する公用車については各課で対応し、集中管理による共用車については総務課消防財担当で対応している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	26			
138	公用車の事故等に関する保険の請求に関すること	・示談交渉は（社）全国市有物件災害共済会が行う。 ・事故の事務処理については、以下のとおり行っている。 ① 事故を起こした職員は、負傷者の救護、警察への届出等必要な措置をとるとともに、速やかに所属長、安全運転管理者及び施設管理課長に報告する。 ② 施設管理課長は、事故速報を作成し、全国市有物件災害共済会に報告する。 ③ 事故を起こした職員は、速やかに事故報告を作成し、決裁区分により報告する。 ④ 示談交渉は、全国市有物件災害共済会が行う。 ⑤ 保険請求事務は、施設管理課が行う。 ⑥ 議会への報告は、事故を起こした職員の所属部が行う。	・示談交渉は（財）全国自治協会が行う。 ・事故を起こした職員は、事故報告書により、所属長、総務課長を経て町長へ報告する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	27			
139	自動車損害賠償保険（責任、任意）に関すること	・任意共済保険は、（社）全国市有物件災害共済会と契約。 ・自賠責も当該共済会を通して損保会社と契約。 ※任意共済契約内容 対物 500万円 対人無制限	・任意共済保険は（財）全国自治協会と保険契約。 ・自賠責は新規購入や車検時に各損害保険会社と契約 ※任意共済契約内容 対物 500万円、 対人無制限	栃木市の例により合併時に統合する。
	29			
140	公有財産の損害保険契約に関すること	・（社）全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入。 件数 1,113件 予算額 8,534千円	・（財）全国自治協会の建物災害共済保険に加入 件数 62件 予算額 2,778千円	栃木市の例により合併時に統合する。
	31			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名		現 況		調整内容
	事務事業番号		栃木市	岩舟町	
141	庁舎の管理に関する こと		栃木市庁舎管理規則に基づき、管理を行っている。 【庁舎修繕・補修】 ・必要箇所がある場合、業者へ連絡して処置する。 【建物災害共済】 ・全国市有物件災害共済会の建物災害共済に加入 【管理施設】 ・栃木地域 庁舎（本庁舎、別館・第２別館、福祉庁舎等） ・大平地域 支所庁舎（本館、新館、別館等） ・藤岡地域 支所庁舎（本館、別館、議会棟等） ・都賀地域 支所庁舎（本館、別館等） ・西方地域 支所庁舎	【庁舎修繕・補修】 ・必要箇所がある場合、業者へ連絡して処置する。 【建物災害共済】 ・全国自治協会の建物災害共済に加入 【管理施設】 - 庁舎（本庁舎、別館、東庁舎・福利厚生棟等）	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 2				
142	庁舎の使用に関する こと		栃木市庁舎管理規則により、庁舎使用について対応している。 庁舎において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ栃木市庁舎使用許可申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。 ①市の機関以外のものが主催する集会又は、これに類する行為 ②物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為 ③公用を目的とする以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為 ④仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為 ⑤旗、幕、プラカードその他これらに類するもの、拡声機、宣伝車等を所持し、又は持ち込む行為	・庁舎管理規則がないため、町行政財産使用条例により、庁舎使用について対応している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 4				
143	庁舎の防災に関する こと		・消防法、栃木市庁舎管理規則に基づき、各庁舎の防火管理者、防火責任者を選任している。 ・消防計画を作成する。	・消防法に基づき、防火管理者を選任する。 ・消防計画を作成する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	3 5				

-61-

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
148	各種基金の記録・管理に関すること	基金に関する事務は、当該基金の設置目的に従い、その事務を所掌する部長等（以下「基金管理者」）が行うこととし、基金台帳を管理する。	基金に関する事務は、当該基金の設定目的に従い特に必要なと認め、町長が指定するものを除くほか、企画課長が行うこととし、基金台帳を管理する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 4	基金に異動があったときは、基金異動報告書により会計また、年度末には、基金運用状況報告書により会計管理者及び理財部長に報告する。	基金の設置や変更があった場合は、その都度、会計管理者に報告する。	
149	公有財産台帳に関すること	公有財産台帳の調整は、理財部長が行う。	財産管理者は、その管理する公有財産について、常に現況を把握し、その管理する公有財産に異動が生じたときは、その都度財産台帳を整理し、会計管理者及び理財部長に通知する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 6	財産管理者は、その管理する公有財産について、3年ごとに、その年の3月31日の現況で評価替を行い、その結果を会計管理者及び理財部長へ報告する。	財産管理者は、その管理する公有財産について、2年ごとに、その年の3月31日の現況で評価替を行い、その結果を町長及び会計管理者へ報告する。	
150	公有財産台帳管理システムに関すること	公有財産情報を電算化し、より効率的な財産活用及び管理を図るために、公有財産台帳管理システムを導入している。	システム未導入	栃木市の例により合併時に統合する。
	5 9	システム内容としては、台帳閲覧・台帳検索 土地・建物を会計区分・財産区分・財産種別・所管区分・決算調書・財産調書・所在別施設・賃貸借等について検索できる。 本庁及び各総合支所に配置		
151	栃木市大澤基金に関すること	大澤シズズ氏より寄附又は遺贈のあった財産を公共施設の整備事業に要する財源に充てるため設置する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	6 9			
152	栃木市土地総合調整基金に関すること	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために必要とする土地を取得するための財源に充てるため設置する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	7 0			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
153	公有財産の取得・管理に関すること	公有財産の取得事務は、取得する財産を所管することとなる部長等が行い、会計管理者及び理財部長に報告する。 行政財産の管理に関する事務は、当該行政財産の事務を所掌する部長等が所管する。 普通財産の管理に関する事務は、理財部長が所管する。	公有財産の取得事務は、総務課長が行い、町長及び会計管理者に報告する。 行政財産の管理に関する事務は、当該行政財産の事務を所掌する課長等が所管する。 普通財産の管理に関する事務は、総務課長が所管する。	栃木市の例により合併時に統合する。
	7 7			
154	行政施設の営繕に関すること	【維持管理について】 ・維持管理マニュアルを作成、配布 ・施設自主点検内容の確認 ・施設管理者への指導 【施設の営繕について】 ・施設管理者による修繕 ・業者による修繕 ・本庁においては、技能員による修繕	【維持管理について】 ・施設管理者が実施 【施設の営繕について】 ・施設管理者が対応 業者による修繕が主となる。	栃木市の例により合併時に統合する。
	4 6	各施設管理者に対し、維持管理マニュアルを提示し指導助言を行う。営繕の実施は、原則として本庁及び各総合支所の管轄内での対処、対応を行う。 ただし、大規模、困難な営繕業務等については、本庁と調整の上実施していく。 また、小破修繕業務については、各施設管理者が実施している。	該当なし	
155	行政施設の営繕計画に関すること	床面積500㎡以上の建物の施設別修繕計画を継続して作成。 併せて、新市の市有施設の用途別、面積別、構造別現状調査を進めている。		栃木市の例により合併時に統合する。
	4 7			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
156	市町有建築物の設計及び施工に関すること	各総合支所管轄区内の設計、施工については各総合支所内で対応し、大規模、また困難な内容のものについては本庁と協議、調整の上、実施していく。 ・設計業務 基本的には、本庁、各総合支所内担当課にて設計を行う。ただし、大規模・困難な事業（耐震補強等含む）の設計については、業務委託等により対応している。 ・工事監理 設計同様、本庁、各総合支所内担当課にて工事監理を行う。ただし、大規模工事等については、業務委託等により対応している。	設計及び監理業務とも、業務委託等にて対応している。	栃木市の例により合併時に統合する。
	49			
157	会派に関すること	・会派は、2人以上の所属議員をもって構成 ・会派のうち議員定数の1/2分の1以上の議員が所属する会派を交渉会派という。 ・各会派の連絡調整、協議等のため、各会派代表者会議を設置 ・各会派代表者会議は、各会派の代表者、議長及び副議長をもって組織する ・各会派代表者会議は、議長が招集する。	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	37			
158	議会のホームページに関すること	市のホームページの中に議会のページ有り。 ・議会の概要 ・議員の紹介 ・常任委員会の概要 ・定例会の日程等 ・請願・陳情の提出方法 ・政務調査費 ・議長交際費 ・会議録検索 ・議会だより ・インターネット議会中継	町のホームページの中に議会のページ有り。 ・議会の概要 ・議員一覧 ・役員、委員会構成等 ・定例会の日程等 ・傍聴、請願、陳情について ・会議録 ・議会だより	栃木市の例により合併時に統合する。
	38			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	事務事業名 事務事業番号	現 況	
159	議会図書室に関すること	栃木市 ・地方自治法の規定により、官報、公報及び刊行物を保管する。 ・議員活動の参考図書を保管する。	岩舟町 ・地方自治法の規定により、官報、公報及び刊行物を保管 ・議員活動の参考図書を保管 ・図書数は約８００冊
	39		
160	行政視察の受け入れに関すること	他市等から行政視察の申込を受け、調査事項の所管課と連絡・調整を行い、視察に対応	栃木市の例により合併時に統合する。
	40		
161	会派の行政視察に関すること	・議会事務局を通して、視察先議会事務局に議長名で依頼 ・視察終了後、速やかに報告書を議長に提出	栃木市の例により合併時に統合する。
	41		
162	予算・決算及び経理に関すること	・予算・決算及び経理については、財務規則に従い処理を行う。なお、予算編成の際には、予算案作成後、議長等と協議を行う。また、会派代表者会議において説明を行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	42		
163	文書の収受発送及び整理保管に関すること	・文書の収受発送については、本庁で取り扱う。 ・文書の整理保管については、文書管理システムに基づき行う。	栃木市の例により合併時に統合する。
	43		
164	各種調査及び資料の収集に関すること	・議員からの調査依頼については、文書や口頭で受理し、局長の許可を経てから調査を行う。また、調査結果を議員に渡す際には局長決裁を経てから渡すこととしている。	栃木市の例により合併時に統合する。
	44		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
165	事務事業名 事務事業番号 議員親交に関するこ と 4 5	・栃木市議会議員全員をもって議員団を組織する。 ・事務局は議会事務局が行う。 ・会派から選出された幹事と、幹事の中から選出された幹事 長を置き、団の運営にあたる。 ・団の経費として、月額2,000円を徴収する。	・会の名称は、「岩舟町議会議員親交会」とし、会員相互の親 睦を図ることを目的とする。 ・岩舟町町議会議員全員をもって組織する。 ・事務局は町議会議会事務局が行う。 ・議長が会長に、副議長が、副会長となり監査3名を置く。 ・会費は、一人月額5,000円（毎月の報酬から差引支払）と し、会長において必要があると認めた場合は、役員会に諮り、 特別会費を徴収することができる。 ・行事は、総会、役員会、新年会、懇親会のほか、慶弔関係 等がある。
	議員団体補償制度に 関すること 4 6	・市議会議員を対象とした「議員本人のケガと個人補償責任 をセットにした損害保険をベースとする補償制度」に加入し ている。	・全国町村議会議員互助会が町村議会議員を対象とした「議 員本人のケガと個人補償責任をセットにした損害保険をベー スとする補償制度」に、任意加入している。平成23年は全 議員が加入。 ・保険期間は、毎年7月1日午後4時から翌年7月1日午後 4時まで。 ・掛金は、年額22,000円であり、毎年6月分の期末手 当から差し引き支払いしている。 ※平成22年1月より新たに「団体医療保険」の募集があっ たが、現在、加入者はいない。
167	政治活動用証票交付 に関すること 4	【概要】 後援団体等の政治活動用事務所の立札及び看板類を掲示す るには、市選挙管理委員会の交付する証票を貼る必要があり、 その交付事務を管理する。 ・交付事務管理 （証票交付枚数12枚） 新規交付、更新時に交付 更新時期 平成26年1月	【概要】 後援団体等の政治活動用事務所の立札及び看板類を掲示す るには、町選挙管理委員会の交付する証票を貼る必要があ り、その交付事務を管理する。 ・交付事務管理 （証票交付枚数 8枚） 新規交付、更新時に交付 更新時期 平成26年1月
	国民投票に関するこ と 2 4	【事務の概要】 日本国憲法の改正に関する法律が平成22年5月に施行さ れたことに伴う国民投票の執行	【事務の概要】 日本国憲法の改正に関する法律が平成22年5月に施行さ れたことに伴う国民投票の執行
168			栃木市のシステムに 合併時に統合する。

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
169	上部団体加入に関する こと	1 全国市区選挙管理委員会連合会 【概要】 全国の市及び特別区をもって組織された会であり、公職選挙法の改正等を行っている。理事会・総会・選挙事務研修会に参加している。 2 全国市区選挙管理委員会連合会関東支部 【概要】 全国市区選挙管理委員会連合会の下部組織であり、理事会・総会・事務局長研修会に参加している。 3 栃木県市選挙管理委員会連合会 【概要】 ①県内の市の選挙管理委員会をもって組織 ②選挙管理委員会の円滑なる運営ならびに選挙執行方法の改善研究及び法規改廃の要望達成を図り理想選挙の実現を推進するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的としている。 【事業内容】 ①選挙に関する調査、研究及び情報の交換 ②研修会及び講習会等の開催 役員数 4、任期 2 年	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	27			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃラング）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 栃木市	況 岩舟町	調整内容
170	監査等に関すること	【定例監査】（地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項)財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効果的に執行されているかどうかを監査するもので、全課を対象として4月～6月、8月～2月に行っている。 【行政監査】（法第199条第2項）市の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかどうかを監査するもので、適時に行う。 【随時監査】（法第199条第5項）財務に関する事務の執行について、監査委員が必要があると認めるときに行うもの。	【定期監査】（地方自治法(以下「法」という。)第199条第4項)財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効果的に執行されているかどうかを監査するもので、全課を対象として7月～1月に行っている。 【行政監査】（法第199条第2項）町の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めに従って適正に行われているかどうかを監査するもので、適時に行う。 【随時監査】（法第199条第5項）財務に関する事務の執行について、監査委員が必要があると認めるときに行うもの。	栃木市の例により合併時に統合する。
		【財政援助団体等に対する監査】（法第199条第7項）市が財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査するもの。 【公金の収納支払事務に関する監査】（法第235条の2第2項）指定金融機関等に対し、公金の収納及び支払等の事務処理が法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを監査するもの。 【請求又は要求に基づく監査】 ○直接請求監査(法第75条) ○議会要求監査(法第98条第2項) ○市長の要求監査(法第199条第6項) ○住民監査請求監査(法第242条) ○職員の賠償責任監査(法第243条の2第3項)	【財政援助団体等に対する監査】（法第199条第7項）町が財政的援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対し、当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを監査するもの。 【公金の収納支払事務に関する監査】（法第235条の2第2項、公企法第27条の2第1項）指定金融機関等に対し、公金の収納及び支払等の事務処理が法令の規定及び指定契約の約定のとおり行われているかどうかを監査するもの。 【請求又は要求に基づく監査】 ○直接請求監査(法第75条) ○議会要求監査(法第98条第2項) ○町長の要求監査(法第199条第6項) ○住民監査請求監査(法第242条) ○職員の賠償責任監査(法第243条の2第3項)	
	3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事業事業名 事業事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
170		【例月現金出納検査】（法第 235 条の 2 第 1 項） 会計管理者等現金出納機関の出納処理を検査するもので、原則として毎月 25 日に行っている。 【決算審査】（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項） 毎会計年度に市長から審査に付される決算書、その他関係諸表等を確認し、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかどうかを審査するもので、7 月から 8 月に行っている。 【基金運用審査】（法第 241 条第 5 項） 特定の目的のため積み立てられた基金が、目的に沿って効率的に運用されているかどうかを審査するもの。 【会計管理者及び企業管理者に対する指定金融機関等の検査結果の要求】（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項、地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項） 毎年 1 月頃に会計管理者及び企業管理者（水道事業）が実施している指定金融機関等の定期検査の結果報告書を受け持っている。 【健全化判断比率審査】（財政健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項） 市長から審査に付される健全化判断比率・資金不足比率・その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているかを審査するもの。	【例月現金出納検査】（法第 235 条の 2 第 1 項） 会計管理者等現金出納機関の出納処理を検査するもので、原則として毎月 20 日に行っている。 【決算審査】（法第 233 条第 2 項、地方公営企業法第 30 条第 2 項） 毎会計年度に町長から審査に付される決算書、その他関係諸表等を確認し、予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているかどうかを審査するもので、7 月から 8 月に行っている。 【基金運用審査】（法第 241 条第 5 項） 特定の目的のため積み立てられた基金が、目的に沿って効率的に運用されているかどうかを審査するもの。 【会計管理者及び企業管理者に対する指定金融機関等の検査結果の要求】（地方自治法施行令第 168 条の 4 第 3 項、地方公営企業法施行令第 22 条の 5 第 3 項） 会計管理者及び企業管理者（水道事業）が実施している指定金融機関等の定期検査の結果報告書を受け取ることができるもの。 【健全化判断比率審査】（財政健全化法第 3 条第 1 項、第 22 条第 1 項） 町長から審査に付される健全化判断比率・資金不足比率・その算定の基礎となる事項を記載した書類を確認し、比率が適正に算定されているかを審査するもの。	

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
171	庶務に関すること	【年間監査計画及び実施計画の策定に関すること】 監査は、年間監査計画で定めた日程に従い、重点目標等を定めた実施計画に基づいて実施する。 【公印の管守】 栃木市監査委員事務局庶務規程で定める公印は、栃木市監査委員之印、栃木市代表監査委員印、栃木市監査委員事務局之印の３種類で、取扱いは栃木市公印規程の例により、保管責任者は事務局長である。 【情報公開及び個人情報保護】 栃木市監査委員の保有する情報の公開に関する規程及び栃木市監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程により、栃木市の例によることとする。 【代表監査委員の庶務に関すること】 地方自治法第１９９条の３第２項の規定による事務処理代表監査委員は板倉安秀氏で、任期は平成２２年５月１８日から平成２６年５月１７日までである。 【都市監査委員会に関すること】 ○全国都市監査委員会 北海道地区から九州地区まで９つの地区監査委員会で組織され、総会・研修会の開催、資料の提供等を行う。 ・年会費 ４２,０００円 ○関東都市監査委員会 東京、神奈川、埼玉、群馬、栃木、茨城、千葉、山梨の１都７県で構成され、総会・研修会を開催する。 ・年会費 １２,０００円 ○栃木県都市監査委員会 県内１４市で構成され、総会・定例会・研修会を開催する。 ・年会費 ２１,０００円	【年間監査計画及び実施計画の策定に関すること】 監査は、年間監査計画で定めた日程に従い、重点目標等を定めた実施計画に基づいて実施する。 【公印の管守】 岩舟町代表監査委員之印があり、管守に関する規定等は定められていないが、公印の取り扱い、岩舟町公印規則に準じて処理する。 【情報公開及び個人情報保護】 岩舟町情報公開条例及び岩舟町情報公開条例施行規則の例によることとする。 【代表監査委員の庶務に関すること】 地方自治法第１９９条の３第２項の規定による事務処理代表監査委員は池田務氏で、任期は平成２４年７月１日から平成２８年６月３０日までである。 ○全国町村監査委員協議会 ３１道府県及び郡の町村・一部事務組合・広域連合で組織され、総会・研修会の開催する。 年会費 ４,０００円 ○岩舟町監査委員研修補助金 監査委員の研修のための補助金 ・年額 ８０,０００円	栃木市の例により合併時に統合する。
		4		

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
172	事務局に関すること	監査委員事務局 職員定数 5人（栃木市職員定数条例第2条） 平成23年10月1日現在 4人 組 織 監査担当（栃木市監査委員事務局庶務規程第2条）	監査委員事務局 職員定数 兼任の職員：1人（岩舟町職員定数条例第2条） 平成23年10月1日現在 1人	栃木市の例により合併時に統合する。
	5			
173	審査等に関すること	・職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置の執行。 ・職員に対する不利益処分の不服申立てに対する審査、裁決又は決定。 ・管理職等の範囲を定めること。 ・職員団体の登録 ・職員からの苦情処理 ・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づき、公務上の災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議について審査すること。	・地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を栃木県に委託。	栃木市の例により合併時に統合する。
	7			
174	公平委員会連合会に関すること	○全国公平委員会連合会 公平委員相互の連絡協調を図り、公平制度の適正かつ公正な運営に資することを目的とする。 ・公平制度の調査、研究及び資料の収集 ・公平委員相互間の情報交換 ・連合会との連絡及び調整 ・その他目的達成のための必要な事項 ・年会費 38,000 円 ○全国公平委員会連合会関東支部 ・人事公平制度の調査、研究及び資料の収集 ・支部、県連及び会員相互間の連絡並びに協力 ・会報、図書その他の資料の刊行 ・その他本会の目的達成上必要な事項 ・年会費 15,000 円 ○栃木県公平委員会連合会 ・公平制度の調査、研究、資料の収集、幹旋 ・委員会相互の研修と情報の交換 ・公平委員会事務局職員の研修 ・その他本会の目的達成上必要な事項 ・年会費 8,640 円	該当なし	栃木市の例により合併時に統合する。
	8			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

3. 栃木市の例により、合併後に統合

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	個人市町県民税の課税台帳の整備に関する事	課税データ全体を台帳とみなし、紙ベース台帳は作成していない。	【目的】 課税資料の適切な管理・保管のため台帳を整備する。 【内容】 課税基本台帳 特別徴収税額の決定・変更台帳 変更台帳	栃木市の例により合併後に統合する。
	2 2			
2	明るい選挙推進協議会に関する事	【名称】 栃木市明るい選挙推進協議会 (H23.8.1 設立) 【事業】 ・明るい選挙に関する調査、研究及び企画 ・明るい選挙に関する研修会、講演会等 ・明るい選挙に関する啓発、宣伝 【委員】 ・委員は、社会教育委員、自治会連絡協議会、女性団体連絡協議会、老人クラブ 連合会からの推薦に基づき、委員長が委嘱した委員と選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会補充員で構成 【事業内容】 ・小中学校生に対して、選挙啓発ポスター募集 ・明るい選挙啓発カレンダーの配布 ・明るい選挙啓発推進指導者等の研修会への参加 ・各種選挙時において、街頭啓発	【名称】 岩舟町明るい選挙推進協議会 (H7.1.1 設立) 【事業】 ・明るい選挙運動の有効適切な諸方策の企画、調査研究及び協議 ・協議会で適切と認めた事業の実施 ・明るい選挙運動の推進に関する関係団体、機関の連絡調整 【委員】 ・委員の定員は18名とし、静和6名、岩舟6名、小野寺6名をもって組織する。 ・委員の任期は4年とする。再任は妨げない。 ・委員選出については、協議会にて協議の上選出する。 【事業内容】 ・小中学校生に対して、選挙啓発ポスター募集 ・明るい選挙啓発カレンダーの配布 ・明るい選挙啓発推進指導者等の研修会への参加 ・各種選挙時において、街頭啓発	栃木市の例により合併後に統合する。
	3			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

4. 合併時に再編

No.	事務事業名 事務事業番号	現 況		調整内容
		栃木市	岩舟町	
1	出動体制（消防団）に 関すること	消防団の出動体制については、次のとおりとする。 ・消防団員は、団長の召集により出動し、職務に従事する。 ・召集を受けない場合であっても、水火災その他の災害が発生した場合、予め指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。	職務 ①消防団員は、団長の召集により出動し、職務に従事する。 ②召集の命を受けない場合であっても、水火災その他の災害発生を知ったときは、予め指定するところに従い、直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。	各分団の出動範囲については、消防本部と調整し、合併時に再編する。
	5 8			
2	車両の安全運行管理 に関すること	道路交通法等、栃木市公用車使用規程に基づき、安全運転管理者、副安全運転管理者を選任している。 安全運転管理者（栃木 4 名、大平 1 名、藤岡 1 名、都賀 1 名、西方 1 名） 副安全運転管理者（栃木 1 名、大平 2 名、藤岡 2 名、都賀 1 名、西方 1 名）	道路交通法に基づき、安全運転管理者を 1 名選任している。	法令に基づき、合併時に再編する。
	3 0			
3	専用車（特別職）の運行 管理に関すること	・特別職の専用車については、各所管課で運行管理を行っている。 市長車（秘書広報課）、副市長車 1 台（施設管理課）、議長車（議事課）、教育長車（教育総務課）… 各 1 台	・特別職の専用車は総務課で運行管理を行っている。 町長車、議長車 … 各 1 台	栃木市の例により合併時に再編する。
	4 2			

栃木市・岩舟町合併協議会（Ｃランク）

総務・理財・消防部会

5. 合併後に再編

No.	現 況		調整内容
	栃木市	岩舟町	
1	事務事業名 事務事業番号 固定資産土地評価事務に関すること（地籍図・地番図修正業務） 3 2	【概要】 ・固定資産税の課税のための資料 ・土地の評価及び価格の決定のために使用 【事業内容】 土地の位置、形状（土地の分筆、合筆）を法務局からの土地異動通知書に基づき、年1～2回、修正を業者に委託 ①地籍図（公図） ②地番図	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	確定申告用国民健康保険税納付額証明書発行事務に関すること 5 3	【目的】 確定申告用に納付額証明を発行する。 【概要】 ・口座振替の納税義務者には、1月上旬に送付 ・申出があった場合は窓口交付	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
3	確定申告用後期高齢者医療保険料納付額証明書発行事務に関すること 9 1	【目的】 確定申告用に納付額証明を発行する。 【概要】 ・口座振替の納税義務者には、1月上旬に送付 ・申出があった場合は窓口交付	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
	G I Sに関すること 1 0 4	【概要】 航空写真、地番図等をモニター上で表示し、調査資料の整理や検索の効率化とともに課税客体の現況情報の信頼性を向上させる。 【現状】 G I Sの導入については、各地域バラバラであり、平成 24 年度以降にシステム及びデータの整備統合を目指している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
5	確定申告用介護保険料納付額証明書発行事務に関すること 1 0 6	【目的】 確定申告用に納付額証明を発行する。 【概要】 ・口座振替の納税義務者には、1月上旬に送付 ・申出があった場合は窓口交付	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
		【概要】 航空写真、地番図等をモニター上で表示し、調査資料の整理や検索の効率化とともに課税客体の現況情報の信頼性を向上させる。 【現状】 G I Sは、導入している。	合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。